

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和4年3月23日(水)

午前10時09分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(13名)

議員	高橋裕子君	議員	藤咲英美子君
議員	金長秀範君	議員	片岡藏之君
議員	綿引静男君	議員	三村孝信君
議員	飯村栄君	議員	関誠一郎君
議員	桜井和子君	議員	阿久津則男君
議員	加藤木直君	議員	鯉淵秀雄君
議員	猿田正純君		

欠席議員(1名)

議員 小塚孝君

遅刻議員(なし)

早退議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	仲田	不二雄
教	育	高岡	秀夫
まちづくり	戦略課長	小林	克成
総務	課長	山口	成治
町民	課長	加藤	孝行
財務	課長	雨宮	忠芳
税務	課長	佐藤	宰
健康	保険課長	飯村	正則
長寿	応援課長	稲川	弘美
福祉	こども課長	山崎	栄一

福祉子ども課長補佐	山形幸恵
農業政策課長	増井栄一
都市建設課長	大津好男
下水道課長	所克実
会計課長（会計管理者）	久保田和美
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	高瀬浩文
教育委員会事務局長	園部繁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
主任書記	町田めぐみ
書記	高丸哲史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 町長祝辞
- 3 議員代表挨拶
- 4 議員並びに役職員の自己紹介
- 5 協議案件
 - (1) 座長の選出
 - (2) 令和4年第1回城里町議会臨時会提案事項について
(別紙 議会臨時会議事日程)
- 6 閉 会

午前10時09分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） 高いところから失礼いたします。

このたびは城里町議会議員一般選挙におきましてご当選されましたこと、誠におめでとうございます。改めてお祝い申し上げます。

また、本日は何かとご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまから議会全員協議会を開きます。

ご承知のとおり、まだ議会の構成並びに人事等がなされておられませんので、座長選出までの間、僭越ではございますが、私が進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、町長よりご祝辞をいただきます。よろしく申し上げます。

町長祝辞

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和4年第1回議会臨時会に提案いたします議案等につきまして事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先月2月20日執行の城里町議会議員一般選挙におきまして、激戦となった選挙戦を見事勝ち抜き、当選の榮に浴されました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

これから当選されました14人の議員の皆様とともに、町民の福祉向上のため議会と執行部が議論を交わし、よりよい方向で事業が実施できますよう努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、条例改正をはじめとする承認2件、議案26件について担当課長よりご説明申し上げますので、慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

議員代表の挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 次に、議員を代表いたしまして、本日出席議員中での年長議員でございます片岡藏之議員からご挨拶をいただきます。

○年長議員（片岡藏之君） 改めておはようございます。年長議員ということで一言ご挨拶をさせていただきます。

さて、先月の二十日に行われました城里町議会議員一般選挙において14名の議員の方が当選をいたしました。厳しい選挙戦をくぐり抜けた方々でございまして、一人一人がそれぞれ町民の期待を担ってここに来ているわけでございます。その町民の負託にしっかり応えるような議員活動、議員生活になりますよう、よろしく願い申し上げたいと思います。

そして、議会の役割をしっかり果たしているとの声が町民の皆様から議会に届けられるような、そのような議会活動、議員活動、議会運営がなされますことをご期待申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

議員並びに役職員の自己紹介

○議会事務局長（阿久津雅志君） ここで、議員並びに役職員の自己紹介をいたします。

初めに、議員よりお願いいたします。

自己紹介の順番は、高橋議員から期数の若い順に大字、氏名程度でお願いいたします。

それでは、高橋議員、よろしく願いいたします。

○議員（高橋裕子君） 生まれましたのは筑西市になります。15歳から城里町で過ごしています高橋裕子です。分からないことたくさんあると思います。質問させていただくことも多いと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議員（金長秀範君） 皆さん、おはようございます。旧桂村錫高野から参りました金長秀範です。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議員（綿引静男君） 上入野で生まれ育った綿引静男と申します。よろしく願いいたします。

○議員（飯村 栄君） 出身は上泉なんですけれども、今、石塚在住の飯村 栄と申します。よろしく願いいたします。

○議員（桜井和子君） 小勝の桜井和子です。お世話になります。よろしく願いいたします。

○議員（加藤木 直君） おはようございます。城里町高久の加藤木でございます。よろしく願いいたします。

○議員（猿田正純君） おはようございます。上入野の猿田正純です。よろしく願いいたします。

○議員（藤咲芙美子君） おはようございます。石塚在住の藤咲芙美子でございます。よろしく願いいたします。

○議員（片岡藏之君） おはようございます。旧七会地区の片岡でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議員（三村孝信君） おはようございます。石塚在住の三村孝信です。よろしくお願ひいたします。

○議員（関 誠一郎君） 阿波山在住の関でございます。よろしくお願ひいたします。

○議員（阿久津則男君） 塩子の阿久津則男です。よろしくお願ひいたします。

○議員（鯉淵秀雄君） 上古内在住の鯉淵でございます。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

続きまして、執行部ですが、出席要求書の順で自己紹介をお願ひしたいと存じます。

○町長（上遠野 修君） 町長の上遠野でございます。那珂西在住です。よろしくお願ひします。

○副町長（仲田不二雄君） 副町長をしております仲田不二雄と申します。城里町上坏在住でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（高岡秀夫君） 教育長を仰せつかっております高岡秀夫と申します。春園に住んでおります。よろしくお願ひいたします。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） おはようございます。まちづくり戦略課長の小林克成と申します。塩子のほとんど茂木町の県境に近いところに住んでおります。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（山口成治君） このたびは、ご当選おめでとうございます。総務課長をしております山口と申します。住所は、城里町徳蔵になります。よろしくお願ひいたします。

○町民課長（加藤孝行君） おはようございます。町民課長をしております加藤孝行といひます。石塚在住です。よろしくお願ひします。

○財務課長（雨宮忠芳君） おはようございます。財務課長をしております雨宮忠芳でございます。那珂西在住でございます。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（佐藤 宰君） おはようございます。税務課長をしております佐藤です。よろしくお願ひします。石塚在住でございます。よろしくお願ひします。

○健康保険課長（飯村正則君） おはようございます。健康保険課の飯村正則と申します。上赤沢在住でございます。よろしくお願ひします。

○長寿応援課長（稲川弘美君） おはようございます。長寿応援課長の稲川弘美と申します。石塚在住です。よろしくお願ひいたします。

○福祉子ども課長補佐（山形幸恵君） おはようございます。本日、ちょっと課長が不在なため代理で出席しております福祉子ども課長補佐の山形幸恵と申します。上坏に在住しております。よろしくお願ひいたします。

○農業政策課長（増井栄一君） おはようございます。農業政策課長の増井栄一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市建設課長（大津好男君） このたびは、ご当選おめでとうございます。都市建設課長の大津と申します。上坪在住でございます。ひとつよろしくお願いたします。

○下水道課長（所 克実君） おはようございます。下水道課長の所 克実と申します。栗に在住しております。どうぞよろしくお願いたいたします。

○会計課長（会計管理者）（久保田和美君） おはようございます。会計課長兼会計管理者をしております久保田和美と申します。上青山在住です。よろしくお願いたいたします。

○水道課長（阿久津恵三君） おはようございます。水道課長の阿久津恵三です。塩子に住です。よろしくお願いたいたします。

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） おはようございます。農業委員会事務局長をしております高瀬浩文です。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） おはようございます。教育委員会事務局長をしております園部 繁と申します。石塚在住です。どうぞよろしくお願いたいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、議会事務局主任書記の町田でございます。

○主任書記（町田めぐみ君） よろしくお願いたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議会事務局書記の高丸でございます。

○書記（高丸哲史君） 書記の高丸でございます。よろしくお願いたいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 最後に、私、議会事務局長の阿久津でございます。

以上、よろしくお願いたいたします。

協議案件

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、早速、協議に入らせていただきます。

以後の会議を進めるため、座長の選出をしたいと思います。

座長につきましては、慣例により年長議員が務めることとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、年長議員でございます片岡議員、座長席にご着席をお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） ただいま座長に指名されました片岡藏之でございます。しばらくの間座長を務めてまいりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日の全員協議会は、明日3月24日に招集されます令和4年第1回城里町議会臨時会に提案される事項について事前にご協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願申し上げます。

続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。

欠席議員、小坪 孝君。

ほか全員出席であります。

それでは、早速、協議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

執行部からの説明につきましては、自席でお願いします。

なお、質問のある方は挙手をし、氏名を言った上で質問をしてください。

それでは、選挙第1号から選挙第5号及び常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会事務局長より説明を求めます。

議会事務局長阿久津雅志君。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、選挙第1号 議長の選挙についてから選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について及び常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任についてにつきましてをご説明申し上げます。

まず、選挙第1号 議長選挙についてでございますが、これは地方自治法の規定により議長1名を選挙するものでございます。

次に、選挙第2号 副議長の選挙についてでございますが、議長同様に、地方自治法の規定により副議長1名を選挙するものでございます。

次に、常任委員会委員の選任についてでございます。

常任委員会の選任は、地方自治法及び委員会条例により議員は必ず1つの委員会に所属することとなっております。総務民生常任委員会、教育産業常任委員会それぞれ7名を選任するもので、委員の選任は議長が会議に諮って指名することとされております。

次に、議会運営委員会委員の選任についてでございます。常任委員会委員同様、地方自治法及び委員会条例により議会運営委員会の設置が規定されており、7人の委員を選任するものです。委員の選任は議長が会議に諮って指名することとされております。

次に、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてでございますが、この組合は本町と笠間市及び水戸市とで組織されている組合で、斎場及び火葬場の設置及び管理運営をしております。この組合の議員につきましては、笠間地方広域事務組合規程により2名を選挙するものでございます。

次に、選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙についてでございますが、この組合は本町と水戸市、大洗町、茨城町の4市町村で組織しているもので、農業共済事業をしております。この組合の議員につきましては、水戸地方農業共済事務組合規程により3名を選挙するものでございます。

なお、この組合は本年3月いっぱい解散することが決定してございますので、任期は残り8日間ということになります。

次に、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてでございますが、この広域連合は、県内44全市町村で組織されてございます。事務としましては、高齢者の医療に関する法律に規定する被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、さ

らには、保険業務等でございます。この広域連合の議員につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合の規定により1名を選挙するものでございます。

以上、選挙5件、委員の選任2件について、一括ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これよりご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、承認第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 承認第1号 専決処分第1号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第7号）の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号でございます。

1ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の追加により令和4年1月4日付で専決処分を行ったものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,110万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ111億5,032万7,000円としたものです。

上記の補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に2億4,110万円を追加したものです。住民税非課税世帯等臨時特別給付金を追加したものでございます。

以上、承認第1号 専決処分第1号につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、3ページから8ページの事項別明細書、給与費明細書等をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○座長（片岡藏之君） これより承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 承認第2号 専決処分第2号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第8号）の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、保育士等処遇改善臨時特別交付金事業の追加により、令和4年1月31日付専決処分を行ったものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ111億5,264万8,000円としたものです。

上記の補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に232万1,000円を追加したものです。保育士等処遇改善臨時特別交付金を追加したものであります。

以上、承認第2号 専決処分第2号につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、3ページから8ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○座長（片岡藏之君） これより承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号 城里町職員の育児休業に関する条例の一部改正についてであります。人事院規則が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、町条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点としましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、職員の勤務環境整備に関する措置を定めるものでございます。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第1号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第2号につきましてご説明申し上げます。

議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。学校薬剤師の報酬額につきまして、近隣市町村との均衡を図るため、町条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第2号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

議案第3号 城里町農業共済条例を廃止する条例についてであります。水戸地方農業共済事務組合が解散となり、町の事業区域が令和4年4月から、新組合でありますいばらき広域農業共済組合により実施されることに伴いまして、町条例を廃止するものであります。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。

議案第4号 城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。石塚開放学級及び常北小児童クラブの施設整備に伴いまして、設置及び管理に関する必要事項を定めるものでございます。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第4号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより第4号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この条例なんですけれども、今まで、これまでは何の問題もなく運営してきたんだと思うんですけれども、この条例を新設した理由は何なんですか、お答えください。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 藤咲議員の質問にお答えします。

今まで、こちらの学童クラブのほうの設置管理条例が、運営のほうはあったんですけれども、なかったため、今回の整備に伴いまして、新しく条項を定めるものとしております。

○座長（片岡藏之君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この設管条例なんですけれども、7条にある外部委託というのはちょっと気になりました。誰にするんでしょうか。いつ、どういう基準で外部委託するのか、それとも、理念もないので、何か外部委託がちょっとイメージできないんですね。どういうことでその外部委託というのが出されているのか。条件がはっきりしないので、どういうことなのかをちょっと分かりましたら、お答えいただきたいんですけれども。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 藤咲議員の質問にお答えします。

こちらの委託というのは公設民営になっておりまして、具体的ないつからとか、そういうものはちょっとありませんので、後ほど別に回答したいと思います。すみませんが、よろしくお願ひします。

○座長（片岡藏之君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この設管条例の7条の外部委託というのが大分ちょっと一番気になっているところなんですけれども、法人、その他誰でもいいということがちょっとこう感じられるんですが、理念も目的も明示されていませんけれども、このままでいいんでしょうかね、設管条例ってそういうものなんですか、ちょっとよく分かりません。どんな運営されるのか、ちょっと子供たちが何か心配だなというようなことなんですけれども。なんですけれどもじゃなくて、子供たちがどういう運営されていくのかちょっと心配になります。理念はどうなんですか、目的はどうなんですか、法人その他誰でもいいようなほうに聞こえるんですけれども、いかがでしょうか。何かそこら辺のところを考えているんでしょうか。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 藤咲議員さんの質問にお答えいたします。

学童クラブのほうは、公設民営のほうは、支援員さんの研修を受けた方とかがちゃんといらっしゃるしますので、その辺は子供に対する研修を受けている方がいらっしゃるの、その辺はご心配が要らないかと思ひます。あとは、保育士の資格を持っている方とか、幼稚園教諭の方とかの資格を持っている方も中にはいらっしゃいますし、民営のほうでは、ちゃんとしたこども園の方が担当しているところが多いので、その辺は大丈夫かと思ひて

おります。

○座長（片岡藏之君） 藤咲芙美子君、全協なので、若干、同じ質問ばかりされますと、時間が取り過ぎちゃいますので……

○議員（藤咲芙美子君） じゃ、明日質問します。

○座長（片岡藏之君） 後ほど、担当課に……

○議員（藤咲芙美子君） 明日質問します。

○座長（片岡藏之君） すみませんけれども。

そのほかございませんでしょうか。

猿田正純君。

○議員（猿田正純君） 同じく、今の設管条例の第6条なんですが、6条の2、「町長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の保育料の一部又は全部を免除することができる」、ここの規則で定めるところによるというこの規則はどういうことなのかご提示はしていただけるんですか。この条文とかこの中には、規則のこの内容は一切入ってはいないんですが。この規則によって無料にするとか免除することができるというふうに書いてありますけれども、この規則、これはどこを指されているのかを教えてくださいたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 猿田議員のご質問にお答えします。

今、ちょっと手元に資料がないものですから、後ほど、課長が戻り次第、お話をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○座長（片岡藏之君） 猿田正純君。

○議員（猿田正純君） これは新しくつくった設管条例ですよ。それに対する規則までもうできているということでここに載せているわけですか。それとも、まだできていない。これからつくる。これからつくるのであれば、町長が好き勝手に何でもできちゃいますよね。ここの出すときに一緒にこういう規則とかがあるのであれば、普通は出さなければいけないんじゃないかなという気はするんですが、その辺は言ってもしょうがないので、取りあえず、早急に規則、書類で提出を求めたいと思いますが、お願いいたします。

○座長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「今の回答をもらわないと駄目でしょうよ、書類で出せるのか」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 猿田議員さんのご質問にお答えします。

それは後ほど、書面のほうでお答えしたいと思います。申し訳ありません、よろしくお願いたします。

○座長（片岡藏之君） よろしいでしょうか。

○議員（猿田正純君） 以上です。

○座長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

関 誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） この設管条例なんですけれども、これ、初めてつくるのかな、それとも、条例を一部改正のためというのか、初めてつくるのか、それをお伺いしたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 福祉子ども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉子ども課長補佐（山形幸恵君） 関議員さんのご質問にお答えします。

今まで、その条例等が設置されていなかったもので、初めてつくるような形になります。

○座長（片岡藏之君） 関 誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） これ、去年ですよ、オープンしたのが。石塚も、常北小児童クラブも。オープンしているのに、設置管理条例今頃つくるなんて、どういうことなの。オープンと同時に、またつくる前に設置管理条例をつくるんでしょうよ、普通は。だから、いろんな問題今まで起こしてきたわけですよ。もう少し執行部しっかりしてください。いいです、答弁は。

○座長（片岡藏之君） よろしいですか。

○議員（関 誠一郎君） はい。

○座長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 課長補佐に聞きたいんですが、今、関議員さんの質問にもあったようにね、この設管条例は今回、この石塚開放学級と常北小児童クラブを新たに設置するというのでつくるというふうに理解はしたんですけども、これまでなかったというのは、ちょっと遡って答えてほしいんですけども、じゃ古い開放学級、ずっとやっていたそのときにも設管条例はなかったのかな、その辺をちょっと答弁してください。

○座長（片岡藏之君） 福祉子ども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉子ども課長補佐（山形幸恵君） 三村議員さんの質問に答えます。

運営規則とか、そちらの規則のほうはできておりましたが、こちらの新しい管理関係の条例がちょっとなかったものですから、改めて、遅れてしまったんですが、設置するような形になっております。

○議員（三村孝信君） いや、ちょっと質問に答えていない。以前の開放学級のときにはあったんですかというの。

○座長（片岡藏之君） 福祉子ども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉子ども課長補佐（山形幸恵君） 三村議員さんのご質問にお答えします。

以前はそちらの設置条例のほうはなかったもので、新たにつくるような形になっております。

○座長（片岡藏之君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） そうすると、もうちょっと確認なんだけれども、ということは、これは旧常北町の頃から、あそこは開放学級をやっていたんだけれども、それ遡って、その頃からないということなの。それとも、城里町になってからはないですよということなのかな。その辺ちょっと答弁してください。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 三村議員さんのご質問に答えます。

すみません、ちょっと資料が手元なくて、申し訳ありません、勉強不足であれなんです。後でちょっと資料のほうを見ながらお答えしたいと思います。申し訳ありません。

○議員（三村孝信君） いや、じゃ、常北の頃はいいから、城里町になってからは。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） こちらの設置条例、必要事項を定めるものは初めてですので、以前のは、運営の規則とかにはあります。

○座長（片岡藏之君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） そうすると、設管条例は初めてつくるとのことだね。じゃ、これまでは全くそういうのはなくて、ないということでもいいんでしょう。で、その運営に関するものというのは何なんですか。もうちょっと詳しく教えてください。

○座長（片岡藏之君） 福祉こども課長補佐山形幸恵さん。

○福祉こども課長補佐（山形幸恵君） 三村議員の質問にお答えします。

運営規則等はありません、その設置の条例のほうは、こちらのほうは今後つくっているもので、すみません、やっているものなので、以上、後ほどお答えしたいと思います。すみません。

○議員（三村孝信君） 答えられなくても結構ですよ、それは。ただ、調べて答えてもらいたいんだけど、今の話を聞くと、設管条例全くなしで今までやっていましたと言っているようなことだね。そう理解していいですよ。分かりました。

議会でも、石塚開放学級の運営に対しては改善してくださいという点を、総務委員会で委員長名で指摘されているわけだしね、そういうことを考えたって、その基準となるようなこういう設管条例もつくっていなかったということは、それは執行部としたら手落ちじゃないの。ね。その辺も深く反省してもらって、今後の開放学級、それから児童クラブ運営にきちっと取り組んでもらいたいということです。

さっきのね、文章で出してくださいというのにも、じゃあときちんと答えてください。

以上です。いいです。

○座長（片岡藏之君） 答弁はいいですか。

○議員（三村孝信君） 答弁いいですよ。このことはこれ以上はかわいそうですから、結構です。

○座長（片岡藏之君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解についてご説明いたします。

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

事故発生日は、令和3年10月28日、午後1時20分頃であります。

和解条項につきましては、過失割合を町5%、相手方95%、損害賠償金額1万7,221円。示談成立後は、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないものとしたものです。

事故の原因であります。町道1473号線、石塚太田屋商店前において、公用車が桂方面へ走行中、相手方が対向車線から常北保健センター方面へ侵入し、双方車両の助手席側が衝突したものでございます。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号 損害賠償額の決定及び和解について。

物損事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事故発生日時ですが、令和3年11月15日、午前11時55分頃。

発生場所については、大字上阿野沢794番地3。

相手方については、常陸大宮市在住の方でございます。

和解条項についてですが、過失割合、町100%、損害賠償金額、46万7,225円。示談成立後については、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないこととしております。

事故の原因についてですが、相手方車両が上阿野沢794番地3の事業所に駐車していたところ、町管理地に自生していた樹木の一部が倒れたことにより、相手方車両を破損させた物損事故であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この町管理の樹木の倒木とあるんですけども、町管理の倒木はどんな状況だったんですか、どのぐらいの大きさの太さだったんでしょうか。この駐車している車に倒れてきたというのは、風が強かったとか、気温とか風速とか何かそういうものがあるのかどうか、影響が。どういう状況で一部が倒れたのかちょっとよく分かりません。詳しく教えてください。

○座長（片岡藏之君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 藤咲議員からのご質問にお答えいたします。

状況についてですが、町管理地と表示しているものについてですが、こちらは法定外公共物、水路跡地になる部分でありまして、すぐ東側が3メートル程度の町道があったんですが、西側の法定外公共物に生えておりました高さが約13メートルぐらいの雑木なんですけれども、こちらのほうが朽ち果てていたところ、道路を挟んで事業所の会社の駐車場になっていたんですが、そちらに止めてあった相手方車両のほうに上半分が倒壊しまして、そのまま止めてあった車に木が直撃して、車のガラス、バンパー等、ボンネット等の修理費がかかっているものです。

以上でよろしいでしょうか。

○座長（片岡藏之君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 朽ちたといって、たまたまそこに止めていた車だと思うんですけども、風速が強くてそれが影響はあったのかというのがちょっと疑問ですね。そういう状況になるのを、町はどのような管理をしているんでしょうか、常に。管理を怠っているからこういうことになるんでしょうか。46万7,000円というと、損害賠償額、結構高いですよ。こういうものを1つでも出さないために町ではどのような管理を、自分の、町の道路の管理、そういうものをどんなふうに管理をしているのかというのがちょっとよく分かりません。何でこういう事故が起きるのかなというのがちょっと不思議なんです。風速が強かったんですか、このとき。

○座長（片岡藏之君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 藤咲議員からのご質問にお答えいたします。

当時、風速といたしましては、微風程度でございます。強風とかは、局部的には時期的にね、北風等がありますけれども、物すごい強風ではなかった日であります。

それと、町管理地についての普段の管理状況ということでございますが、議員もご存じのとおり、町有道路についての延長も約700キロ、それ以外に、法定外用水路と呼ばれる堀ですね、ああいう部分も管理については都市建設課のほうで行っているんですが、こちらのほうも数え切れないほどの延長がございます。ふだんから都市建設課においては、交通量の多い道路をメインとして車で走行できる道路については、逐次パトロール等を行っ

て対応しているところがございますが、山間部、都市部ではないところなので、郊外と言われる部分については、かなりの延長もございます。区長様、もしくは地域町民の方からの通報等により年中対応はしているところですが、今後、損害賠償等の発生しないように鋭意努力はいたしますけれども、その辺のこともひとつご理解をいただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○座長（片岡藏之君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） これからパトロール隊をきちんとやるということなんですけれども、この日の気温は19.2度、湿度は34%、風速1メートルです。ですので、風速とかそういう問題で倒れるとかということではないんじゃないかと思うんですけれども、何で急にたまたまその車のあるところにこういう倒木があったのかなというのが、ぶつきたとか何かしなければ倒れなくてもいいんじゃないかとか、いろいろ想像するわけですよ。どういう状況なのかがちょっと、朽ちたといっても、本当に倒れてそんなに車を破損させるような、そういう大きな木だったのか、そこら辺のところはちょっとよく見えていないんですけれども、とにかくこういうわけの分からないその事故を起こすということが納得できないんです。

これから管理するということなんだけれども、どういう管理をして、どういうふうにも月1でどこどこを回っていくとか、そういうようなことをしていくのかどうなのか、ちょっと具体的に分かれば教えていただけますか。

○座長（片岡藏之君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 当時の状況がよく分からないという話についてですが、先ほど申したとおり、雑木であるんですけれども、朽ちている、分かりやすく言うと、もう腐っている状態でありまして、それが木の途中から倒壊してきた、木の重みとたまたまタイミングが合いましてそのときに倒壊したんですが、車の中に人が乗っていないくてよかったものと思います。

それと、これからパトロールしていくのにはというお話ですが、都市建設課のほうは年がら年中現場もありますし、本日も、先日もそうですが、今日は凍結対応のため、職員一同、朝4時半から活動しております。それも鑑みながら、町内一円現場、通常の維持工事や道路改良の現場、河川の現場見に行きながらも、道中の町道についてはパトロールをしております。限られたマンパワーの中で実施しておりますので、至らない点が多いかと思いますが、今後ともよく気をつけながら、確認はしていきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○座長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第7号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明をさせていただきます。

この協定書につきましては、平成13年から水戸市を中心とする県央地域の9つの市町村、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村がそれぞれ設置管理している協定書の別表、この表に定める施設を利用するに当たりまして、その施設を設置する市町村の住民と料金、予約方法等々、同一の条件で利用することを目的に協定を締結しているところでございます。

今回の見直しの内容につきましては、新旧対照表でお示ししてございますけれども、まず水戸市、水戸市下入野健康増進センターが令和4年4月1日から開設するために、追加となるものでございます。

次に、笠間市になります。笠間市の笠間芸術の森スケートパーク場が令和3年の3月15日から開設されておりますので、それに伴いまして追加となるものでございます。

それと、茨城町でございますけれども、運動公園内の施設、陸上競技場がございまして、それが全面芝生化工事が完了したことに伴いまして、令和4年4月1日から名称が陸上競技場から多目的広場に変更となります。

それと最後に、城里町の分でございますけれども、これにつきましては、城里町の分につきましては、コミュニティセンターに図書室を追加することとなります。これにつきましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災によりまして役場庁舎が被災し、コミュニティセンター城里を仮庁舎とした関係上、協定の対象施設から除外したまま、本日に至っております。コミュニティセンターの設置管理条例上は広域利用施設として記載されておりますので、平成28年6月に図書室が再開した時点で広域利用も再開しておりますが、今回の見直しに合わせまして、協定に追加をするものでございます。

以上、議案第7号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

○座長（片岡藏之君） これより議案7号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） ございませんか。

続いて、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてでございますが、組織団体であります水戸地方農業共済事務組合が令和4年3月31日をもって解散する

ことに伴いまして、組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第8号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第8号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号 町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により城里町道路線を次のとおり廃止する。

路線名、町道8-0107号線、起点、大字上坪980番地の1地先、終点、大字上坪697番地1、延長については、532メートル。

2番、町道8-0124号線、起点、大字上坪675番地先、終点、上坪667番地1地先、延長、115メートル。

3番、町道8-0154号線、大字上坪701番地先から700番地1地先まで、延長、101メートル。

場所についてですが、国道123号バイパスの城里高架橋を下っていきまして、こちらから石塚側から上坪側のこれがバイパスの路線になるんですが、この路線が旧坪小学校からこちら側が千代橋のほうに向かう道路でございます。

こちらのほうで赤で示してあります廃止位置、0107号線が、起点がここから終点がここまででございます。

2路線目の0124号線についてですが、起点がこちらから終点はこちらです。

3路線目の8-0154号線は、起点がこちらで終点はこちらになります。

今回、123号バイパスの供用開始に伴いまして、そこに付随してありました町道路線を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により城里町道路線を次のとおり認定するものでございます。

先ほど廃止いたしました路線でございますが、先ほど廃止している路線の中において、路線8-0107号線ですが、この部分が国道123号バイパスになったものに伴って、起点をこちらから定めたものでございます。

8-0124号線についてのほうでございますが、この部分が国道123号バイパスに攝取されたことから、起点はそのまま、終点をこちらのほうまでに定めたものでございます。

3番についてでございますが、8-0154号線、元の起点がこちらでございましたが、こちらにも国道の中に攝取をされたもので、起点をこちらから定めて、終点をこちらにしたものです。

それに伴いまして、道路延長のほうが変更になったものでありまして、8-0107号線については466メートル、8-0124号線については64メートル、8-0154号線については70メートルとして、町道路線の認定をしたものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） ございませんか。

続きまして、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第11号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,459万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ110億8,805万円とするものです。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費であります。

第3条は、債務負担行為の補正であります。

第4条は、地方債の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

第1款町税、第2項固定資産税であります。既定額から6,039万1,000円を減額するも

ので、コロナ対策減免増加分、宅地等画地認定による補正にするものです。

第2項入湯税であります。既定額から301万7,000円を減額するもので、コロナの影響による入湯税の減によるものです。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税であります。既定額に8万7,000円を増額するもので、交付見込み額の増によるものです。

11款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金であります。既定額に8,625万1,000円を増額するもので、交付見込み額の増によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に3億2,041万9,000円を増額するもので、普通交付税、震災復興特別税の交付見込み額の増によるものです。

15款使用料及び手数料、1項使用料であります。既定額に92万2,000円を増額するもので、道路使用料、町営住宅使用料の収入見込み額の増によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に1,321万円を増額するもので、保険基盤安定負担金及び低所得者保険料軽減負担金を減額し、障害者福祉費負担金及びコロナワクチン接種対策費国庫負担金を増額するものです。

2項国庫補助金であります。既定額から408万9,000円を増額するもので、主なものは個人番号カード交付事務費補助金の増、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の増、一般廃棄物処理施設整備事業費補助金の減、学校保健特別対策事業費補助金の増によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額から68万6,000円を減額するもので、主なものは保険基盤安定負担金の減、障害者福祉費負担金の増によるものです。

2項県補助金であります。既定額から140万9,000円を減額するもので、主なものは地域農業再生協議会補助金の減、中山間地域所得確保推進事業の増によるものです。

3項委託金であります。既定額から54万9,000円を減額するもので、教育費委託金の事業確定により減額するものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額から23万9,000円を減額するもので、ふるさと応援寄附金の収入見込み額の減、衛生費寄附金の収入増によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額から6,041万8,000円を減額するもので、財政調整基金及び公共施設等総合管理基金を減額するものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額から6万7,000円を減額するもので、主なものは市町村振興協議会交付金及びアルミプレス代、粗大ごみ売払代、後期高齢者医療給付費負担金過年度精算金の増、場外車券売場交付金、医療福祉費高額医療費返納金、後期高齢者健診負担金、CSFワクチン接種手数料の減によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額から3億6,280万円を減額するもので、地方債補正によるものです。

続きまして、歳出であります。

1 款議会費、1 項議会費であります。既定額から419万4,000円を減額するもので、主なものは人件費及び旅費等を減額するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に5億4,939万円を増額するもので、主なものは基金積立金及び土地開発基金繰出金を増額し、人件費及び委託料を減額するものです。

2 項徴税费であります。既定額に103万5,000円を増額するもので、主なものは人件費を削減し、過誤納還付金及び加算金を増額するものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から104万4,000円を減額するもので、主なものは人件費及び戸籍システム改修委託料を減額するものです。

4 項選挙費であります。既定額から988万円を減額するもので、主なものは人件費、委託料及び負担金等を減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額から3,984万円を減額するもので、主なものは障害者福祉費の扶助費を増額し、社会福祉総務費及び高齢者福祉費の繰出金と各種委託料等を減額するものです。

2 項児童福祉費であります。既定額から4,486万3,000円を減額するもので、主なものは施設整備工事費を減額するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額から2,237万2,000円を減額するもので、主なものはワクチン接種委託料を増額し、国民健康保険特別会計繰出金、母子衛生及び健康増進事業委託料を減額するものです。

2 項清掃費であります。既定額から1億3,683万1,000円を減額するもので、主なものは光熱水費及びごみ処理施設解体工事費を減額するものです。

3 項上水道費であります。既定額から911万6,000円を減額するもので、水道事業会計補助額確定により減額するものです。

4 項下水道費であります。既定額から199万6,000円を減額するもので、合併浄化槽設置事業費補助で確定により減額するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額から3,356万1,000円を減額するもので、主なものは農業集落排水事業特別会計繰出金及び人件費、各種負担金、補助金の減によるものです。

2 項林業費であります。既定額から12万3,000円を減額するもので、森林環境譲与税の見込み額の増と森林整備委託料の減によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額から2,176万3,000円を減額するもので、主なものはコロナ関連で事業中止による町観光協会補助及び健康増進施設使用料等の減によるものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から422万5,000円を減額するもので、

人件費及び道路台帳補正委託費の減によるものです。

2項道路橋梁費であります。既定額から1億301万8,000円を減額するもので、主なものは道路維持費の委託料及び工事請負費、新設改良費の用地購入費及び物件移転補償費等の減によるものです。

3項河川費であります。既定額から973万円を減額するもので、主なものは事業確定により工事請負費の減によるものです。

4項都市計画費であります。既定額から1億576万円を減額するもので、事業確定により公共下水道事業特別会計繰出金の減によるものです。

5項住宅費であります。既定額から320万4,000円を減額するもので、子育て世代支援事業補助金を増額し、工事監理委託及び水道加入金を減額するものです。

8款消防費、1項消防費であります。既定額から560万4,000円を減額するもので、主なものは操法大会中止による負担金及び工事請負費等の減によるものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から727万2,000円を減額するもので、主なものは人件費及び通学費補助等の減によるものです。

2項小学校費であります。既定額から1,124万9,000円を減額するもので、主なものは学校保健特別対策事業費を増額し、人件費及び委託料、工事請負費の減によるものです。

3項中学校費であります。既定額から649万7,000円を減額するもので、主なものは学校保健特別対策事業費を増額し、委託料、工事請負費及び修学旅行中止による補助金、扶助費等の減によるものです。

4項社会教育費であります。既定額から1,959万8,000円を減額するもので、主なものは公民館及びコミセンの委託料、工事請負費等の減によるものです。

5項保健体育費であります。既定額から1,328万3,000円を減額するもので、主なものは給食維持経費負担金を増額し、材料費及び改修工事費等を減額するものです。

11款公債費、1項公債費であります。財源内訳補正になります。

6ページになります。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費から9ページ、9款教育費まで36事業、4億969万1,000円の翌年度に使用できる経費について繰越しをするものです。

10ページです。

3表、債務負担行為補正であります。

令和3年度から4年度で予定したGIGAスクール用端末動産総合保険加入180万円を廃止するものです。

11ページになります。

第4表、地方債補正であります。

変更につきましては、一般廃棄物整備事業、石塚開放、おひさま学童、町道0111号線ほ

か合併特例債、及び町道18号線ほか過疎債対策事業債ほか各地方債を事業確定により変更するものでございます。

以上が議案第11号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第9号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、12ページから44ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○座長（片岡藏之君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） それでは、何点かご質問をさせていただきます。

まず6ページの総務費、これ光ファイバー、明許繰越になってはいますが、私は当初予算のときに、たしかこれは七会地区だと思うんですけども、ポケットW i - F i にしたほうがいいんじゃないかなと。そのほうが非常に格安で町民の方にも利益があるというふうに質問をしたんですけども、一刻の猶予もならぬと、とにかくサーバーも老朽化していて、いろんな部分が傷んでいるので、すぐにでも直したいんだよということで一刻を争うような勢いだったんですけども、課長。これどうしちゃったのかな。

それで、いまだに私はポケットW i - F i のほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。というのは、例えば200人、300人の方がいても、当初、機械だけ買ったって1人そんな万単位もしないし、5,000円ぐらいで十分済むんじゃないかなというふうに思うんです。その後は全て個人で負担してもらおうと。使用料は。これ3,000円から4,000円ぐらいのもんですよ。今とそんなに変わらないと思うんです。しかも、そうすると十分200万円もあれば足りるんじゃないかなというふうに思います。

この浮いた分をほかに十分、四千数百万円の予算を取っていますので、十分にほかのものに使えるような気がするんですけども。この辺のところもちょっと、あんなに急いでいたのにどうしちゃったのかなというふうに思うんですけども、これまず答えてください。

それと、次、10ページは、債務負担行為の補正ということで廃止になっていますけれども、これは教育委員会かな、そうですよね。これタブレットですか、子供たちが使っている。これの保険ということなんですけれども、廃止の理由、これをお伺いしたいと。

それともう一点、20ページの総務費の中の男女共同参画プラン策定委員会の委員報酬で13万8,000円の減額補正になっていますけれども、たしか私はこの3月、当初予算のときかな、5月だったかな、6月だったかな、男女共同参画の一般質問をさせていただいていますね。この中で、男女共同参画の基本計画、次の第4次計画の策定は何をメインに計画をされるんですかということをお伺いしたと思います。このとき、課長さんのほうから、男女共同参画は一人一人の意識の問題だと。意識の問題。ですからアンケート調査を行って、どういうところに重点を置いてやっていくかということ、アンケート調査をして決定していきたいというようなお答えをいただきました。

私も、実現可能な計画をお願いしますよということで、お願いをしたわけなんですけれども、これはアンケート調査等は実際行って、委員会等は何回かやっているんですか。この減額補正は。まずこれもお伺いします。

次に、47ページの予算概要の中で、まちづくり戦略課、宅地購入事業の補助事業というのがございますね。66万9,000円、この事業の内容についてご説明をお願いします。

それともう一点は、予算概要の中の通し番号14番ですから教育委員会で、720万円ほど取っています。これは補正で備品を買うということなんだけれども、例えば今3月のもうあと何日かしかないですよ、今年度。それなのに補正で備品をどういふものを買うのかというのを、ちょっと。もう今年度も終わるのにどういふものが必要なのかなというのがちょっと疑問でした。これをお答えいただきたいと思います。

以上5点、お願いします。順番にお願いします。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 加藤木直議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、繰越事業の光ファイバーの件でございます。これにつきましては、本当に予算のときに申し上げましたように、早急に対応したいんだということで予算のほうも認めていただきました。予算に計上した項目が、工事費で予算のほうは計上させていただいたんですが、指名委員会等々で工事費にはそぐわないと、委託費だというようなことで、その点で若干その予算の変更等を行いまして、契約のほうも遅れてきたというような状況がございます。

そうした中で、現在、契約が令和4年1月13日に行っております、コロナ禍の中で材料等の調達もなかなか厳しいというような状況もございます。そうしたことで来年度に工期のほうを延長させていただきたいというようなことで、今回ご提案をさせていただいております。

工事のほうは3月16日から既に入っております、各戸を回って機械の取り外し等と作業を1日20件ほどのペースで行っております。また、その機械の入替えにつきましては、今申し上げましたようにコロナ禍の状況で機械の調達が遅れているというようなことではございますが、3月下旬、4月早々には機械のほうを入れ替えて、進めていかせていただきますのでご理解をお願いしたいと思います。

また、議員から以前から言われておりますポケットWi-Fi等につきましては、やはり安定供給という面では光ファイバーにはかなわないのかなというような考えは持っておりますが、七会地区におきましても何人かはポケットWi-Fi等を購入したいというような問合せ等も受けてはいるところでございます。

そのようなことでよろしいでしょうか、すみません。

あと、住宅につきましては、ちょっと後ほど、また説明をさせていただきます。

〔「すみません。タブレットで動かしてちょうだい。答弁するとき
に」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） ありがとうございます。

何度も言うようなんですけれども、安定供給はいいんだけど、もう既に老朽化していて多分ネットの接続もつながったり、つながらなかったりということもあるんじゃないかと思うんですよ。1年間、そういった早急にやらなくちゃならないと言っていたにもかかわらず、もう1年過ぎるじゃないですか、すでに。その辺のが、そんなに急いでないんじゃないかなというふうに思っちゃうんですよ。本当に老朽化しているんですか。

どこでも皆さん、ポケットW i - F iとかそういったもので町内の方は対応されていると思うんですけれども、今後、七会地区において、何年ぐらいさきからやっているのかちょっと分かりませんが、本当にこの光を整備して、費用対効果というのは本当に出てくるのかどうかというのは、一番分かっているのは官僚である皆さん方だと思うんですよ。これを考えなくちゃならないのは。費用対効果のことを考えたら、課長、どう思いますか。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに本当にネットのつながりも不具合が出ておまして、小学校の自宅での勉強というところにはちょっとご迷惑をかけたことに対しましては、本当にお詫びしたいというふうに考えてございます。また、この光ファイバー網でございますけれども、七会地区につきましては過疎地域というようなこともございまして、N T Tさん等が参入していただけないという地域でございます。そうした中で過疎債を活用しまして、七会地区全域を光網で回したという経緯もございまして、やはりポケットW i - F iでは容量も限られてきます。また大容量でゴルフ場さんのネット予約ですとか、そういうものも今、利用されているところでございます。

そうした面も考えますと、やはり大容量で安定した供給というものにつきましては、光ファイバーを継続していくほかないかなというふうには考えてございますけれども、なるべく過疎債等を有効活用しまして安定供給に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） ただいま課長からも言われましたけれども、ゴルフ場とかそういうところはあくまでも自分、自らが工夫して、そういったインターネット環境というも

のをつくれればいいわけですよ。それは行政がやってやることじゃないと思いますよ。

しかも、課長、容量の問題だけれども、100ギガもあれば十分に400時間以上、1日十三、四時間、月に見られるわけですよ、動画でも映画でも。そんなに使っている人はいないじゃないですか、大体。1日10時間以上も見る人なんて。ですから、容量の問題はもう問題ない。

そういうこともあって、今後、光をずっとやっていくのならば、当然、行政のほうでも毎年数百万の維持管理費がかかっていると思います。桂地区も確かに光が通っていて、桂地区はNTTからお金が入るのかな、逆に。逆にもらえるんですよ。七会の場合は維持管理費が大変じゃないですか。それを考えると、数千万、4,000万円以上のお金をかけて、しかも毎年数百万の維持管理費で、それで町民の方は納得されるのかなというふうに私は思っちゃうんですよ。

ですから、町民の方にも利便性のいいポケットWi-Fiを当初だけ買ってあげるといようなことをすれば何ら問題はないんじゃないかと。どうしてそういうふうに光にこだわるのかなというふうに私は思うんですけども、もう一度お願いします。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 加藤木直議員のご質問に再度お答えをさせていただきます。

こだわる必要もないとは思いますが、今回機械を入れ替えますと、まず10年間はある程度安定供給ができるかなというふうに考えてございます。

あと、もう一点でございますけれども、桂地区は確かにNTTさんのほうにお貸しして若干のお金のほうは入ってございます。七会地区も同じように、インターネット加入者からはお金のほうは会社を通して町のほうにも、若干ですけれども入っているところでございます。

そういうことを考えまして、費用対効果というようなことが加藤木議員さんの一番のご質問だと思いますけれども、当初やはり先ほども申しあげました光ファイバーの入らない七会地区ということで、過疎債等々国の費用で入れたものでございまして、年限もたっているということで、今回はこういうことで工事をさせていただきますけれども、次回、10年後になりますか、機械が古くなってきて安定供給ができないといった場合には、再度方法を精査することが大切かというふうには考えますので、ご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） ありがとうございます。分かりました。

それでは、最後にお伺いしますが、現在何名の方が接続されているのか、分かりましたらお願いします。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 加藤木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

3月22日現在でございますけれども、320世帯が加入しているということでございます。以上です。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 分かりました。

320世帯インターネットが接続されているということですね。分かりました。

次、2番目のやつお願いします。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

債務負担行為の補正につきましてでございます。G I G Aスクール用端末用動産総合加入の減額ということでございますが、債務負担行為を提出した時点では、来年度令和4年度のG I G Aスクールタブレットの保険料が必要と考え、債務負担行為を行いました。

今年度令和3年度9月より本格的に小・中学校でタブレット持ち帰り等使用してございますが、その過程で修繕費等の金額が、保険料より修繕等に対応することが安価にできるという見込みになったため、今回債務負担行為額を減額するというものでございます。

続きまして、予算概要書のナンバー14、学校保健特別対策事業についてでございます。こちらはコロナウイルス感染防止の観点から、国の補助事業が令和3年12月、国の補正予算により補助事業が追加をされたものでございます。内容につきましては、学校におきまして、学校に予算を配分し、学校でコロナウイルス感染防止対策に資するものの消耗品や備品を購入するというものでございます。

年度末の補正につきましては、こちらの令和4年度へ繰越しして事業を実施したいというものになってございます。

以上でございます。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） まず、タブレットのほうなんですけれども、局長、これちょっと今、聞きそびれて、何で対応すると言われたんですか。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 修繕費等に対応していきたいということです。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） そうすると、当然、修繕費は取ってあるんですね。

それと、最後の小学校のやつなんですけれども、じゃ、何をかうかは分からないと。各学校にお金を配って、その小学校、中学校で必要なものを小学校、中学校ごとに好きな量だけ買うということではよろしいんですか。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいまの加藤木議員の質問にお答えいたします。

基本的にはその学校で必要なものということでございますが、補助を申請する際には学校等にも聞き取りをしております、大きなものと、リモート授業等になった場合に学校の各教室に大型のディスプレイを設置したいというような要望もありまして、そういった備品等も購入をする予定でございます。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） そういうモニターとかいうのは、じゃ、学校ごとに発注して買うんですか。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消耗品等少額なものについては各学校から購入をしていただくということで、備品等につきましても、事務局のほうである程度取りまとめまして事務手続を進めたいというふうに考えております。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） そうだね。やはりそういった備品等もやはり各学校ごとに決めるとかじゃなくて、やっぱりこっちの教育委員会のほうで指導して、同じようなものをそろえていただきたいなというふうに思いますけれども、これ当初予算では駄目だったのかな。遅かったのかな。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業につきましても、国の補助事業としまして第3回目になりまして、今回補正予算に上げたものにつきましては昨年末12月に国の補正予算により事業が確定したもので、年を明けて1月以降に補助要綱等が定まったもので、今回補正に上げたということでございます。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の3番目のをお願いします。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

男女共同参画の件でございますが、ご指摘のありました男女共同参画のアンケートの件はどうなっているのかということでございますが、現在、事業のほうの遅れがございまして、取組のほうはまだ実施されていないという状況でございます。男女共同参画につきましても、非常に重要な課題と認識してございますので、取組につきましても今後、早急に行っていきたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） そうだね。これ、何年計画でしたか。5年でしたか。たしか5か年計画か何かだったような気がするんだけど。そうすると、これは最終的には、前回言われたアンケート調査とかそういうものは今年度は全然、全くやらなかったということで。そうすると、これは同じようなことを次年度に、事業自体全部繰り越すということでもよろしいんですか。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 加藤木議員さんのご質疑にお答え申し上げます。

事業につきましては、次年度の取組ということで行いたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） そうすると、全くこれは事業としては行わなかったということで理解していいのかな。男女共同参画に関する事業は。それで、集まりもやらなかったと。当然、アンケートもやりますよということだったんだけど、それもやらなかったと。できなかったと。もう一度お願いします。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 加藤木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおりでございますので、次年度に向けた取組を図っていきたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 分かりました。よろしくお願いします。

次、4番目、47ページ、予算概要、お願いします。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 先ほどご質問いただきました宅地購入事業補助事業費ということで、内容が町内に土地を購入し住宅を新築、または購入した場合に土地の購入の一部を助成するという中で、その助成の割合ということでのご質問かと思えます。加藤木議員さんのご質問についてお答えさせていただきます。

土地購入金額の10分の1で、上限が25万円という規定になってございます。よろしくお願いたします。

それで、今回66万9,000円ということで補正のほうを上げさせていただきました。これにつきましては、今年度2月末時点で21件の申請がございました。予算上は17件ということで上限で425万円ほど当初予算でおったんですけれども、2月の末になりましてまた3件ほど追加がございましたので、年度内にお支払いするというので、今回3件分追加をさせていただきました。25万、25万、16万9,000円ということで66万9,000円になります。ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 分かりました。

これ宅地購入事業費の補助ということなんだけれども、これ交付要綱にはあくまでも予算の範囲内においてというふうに、課長、入っていると思うんだけど、この予算の範囲内というのは、これは補正を組めるんだったら要らないんじゃないのか。補正が組めるんだったら。ここの予算の範囲内というのは当初予算の話でしょう、これ、違いますか。補正を組めるんだったら、この「予算の範囲内において」なんていう言葉は要らないと思うんだけど。お願いします。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この点につきましては、財政のほうともちょっと相談をさせていただきました。66万9,000円でございますので、流用という手法も可能ではあったんですけども、要綱上、予算の範囲内ということでございましたので、今回改めて補正のほうを上げさせていただきました。

あと、例規を担当しています総務課のほうとも今後協議をさせていただきます、この要綱以外にも予算の範囲内というようなことで書かれている要綱が何個かございますので、その辺の取扱いについては統一するように今後協議をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） ちょっとよく分かんないんだけど、これ土地購入額の10分の1で天井が25万ですよ。そうしたら、予算の範囲内というのは、この25万を例えば24万にするとか、23万円にするとかという意味合いなんじゃないのか。それは補正予算を取るという意味じゃないと思うんだけど。ちょっと言っていることが分かんないよ。

○座長（片岡藏之君） 町長上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ほかの課にも関わることなんで、ちょっと補足させていただきますが、例えば転作助成とか、飼料米を作ったときに10アール幾らともらっていると思うんですけども、あれも予算の範囲内において払うということですけども、飼料米を作る人が増えちゃった場合、予算の範囲内においてだから全然払わないよということをするわけじゃなくて、補正を組んで、ちゃんと町独自の飼料米の10アール当たり幾らというのを維持できるように補正したことも、過去にございました。

予算の範囲内だから、当初予算で上限25万円で、土地を買ったら補助しますよとか、飼料米を作ったら上限10アール当たり幾ら払いますよと言って事業を始めるけれども、申請がたくさん来ちゃったときに、予算の範囲内なので10アール当たり5,000円しか払えませ

んということをししないで、補正を組んでちゃんと交付単価を維持したことがございます。

それと同じように、今回も当初よりもたくさんおうちを建てる人が今年は多かったので、当初見込んでいた以上にたくさんおうちが建ってしまったので、予算が足らなくなった。後出しで先着順なので予算が尽きちゃったので、おうちを建てたけれどもあなたには補助金払えないということではなくて、予算を突き出ちゃった分については補正を組んで、当初、制度設計したとおりの単価を払おうとしているということです。既に年度の早いうちから、おうちを建てて家を買って補助申請した方には、交付要綱どおり25万円払ってしまっていますので、逆に補正がないと後から申請した人には全く補助金が払えないという状況になってしまいかねないので、ぜひ、こういった補助制度があるということで、申請を出されてきた方に、要綱どおりの単価が払えるようにご理解いただければと思います。

ほかの農業とかほかの分野でも、予算の範囲内というときに、助成単価を維持するように補正を組んだ前例がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） だったら、要綱をちゃんと変えてくださいよ。これ3条の中に「予算の範囲内において」というのは必要ないじゃないですか。これ余計なものが入っているから、かえって悪いんだよね。ですから、誤解されるような、だからあくまでもこれが入っているんだから、金額を変えたほうがいいですよというの、これを読んだ人は誰だって思いますよ。普通、思うじゃないですか。だったらこの文言、必要ないでしょう。何で入れたのか、これ。取って、これ。そういうやり方するんだったら。

○座長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き、加藤木直議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

以前も加藤木議員さんとお話したときに、予算の範囲内ということで、500万なら500万であれば、申請が多かった場合には上限25万じゃなくて24万とか23万とかの範囲内でやるべきだろうというようなお話もございました。そういうことも踏まえまして、この要綱以外にも町の補助金交付要綱等々、この文言を使っているものがございますので、財務課、例規担当とよく相談をして、改正しなければならなければ改正するように、一度協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 私、意地悪で言っているんじゃないくて、これ要綱違反になっちゃうじゃないですか。だから、変えたほうがいいですよと言っているんですよ。

以上。

○座長（片岡藏之君） よろしいですか。

ここで、午後1時まで休憩いたします。午後は議案第12号から入ります。

午後 0時06分休憩

午後 1時02分再開

○座長（片岡藏之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午後から福祉こども課長補佐に代わり山崎栄一課長が会議に参加いたします。

山崎課長、ご挨拶お願いいたします。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 福祉こども課長の山崎と申します。よろしく申し上げます。

○座長（片岡藏之君） 続きまして、午後、議案第12号から入りますと私申し上げましたけれども、まだ、議案第11号の質問が済んでいないかなと思うので、それから入りたいと思います。

議案第11号の質問、お受けいたします。ありませんか。

猿田正純君。

○議員（猿田正純君） では、1問だけちょっとお伺いをいたします。

議案第11号の35ページ、36ページです。この教育費の中の、例えば35ページのほうの一番下、10番の需用費、ここの光熱水費と書いてあるところ、これは小学校ですよ。36ページ、こちらのほうのやはり下の10番の需用費の中の光熱水費、これが136万1,000円、これは中学校の分ですよ。これを合わせますと293万7,000円になりますが、これは合わせて1か月分の金額がこのぐらいかかっているんですか、お伺いします。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 猿田議員のご質問にお答えいたします。

小学校費、中学校費、それぞれ需用費のところ今回増額補正をさせていただいております。光熱費ということでございますが、こちらの増額につきましては電気代ということでございます。こちらにつきまして、今年度、小学校、中学校において電気料金に含まれる燃料費の調整額の単価の上昇及び新型コロナウイルス感染症対策で、換気等をしてしながら冬場もエアコンを利用しているということで、電気料金に不足が生じたということで、今回補正をさせていただくものでございます。

金額につきましては、1か月より少し多い額になるかと思っております。

以上でございます。

○座長（片岡藏之君） 猿田正純君。

○議員（猿田正純君） やっぱりおおよそ300万ぐらいの金額はかかるんですね。ただ、電気代というのは毎月払いですよ。今日3月23日、この金額が1か月間だとすると、今までの電気代というのはどういうふうな形でお支払いをされていらっしゃるんですか。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 同じく猿田議員のご質問にお答えいたします。

需用費の中には様々な予算が含まれております。光熱費におきましても、そのほか水道代等も含まれておりまして、その金額の中から支払い分について支払っているというところで、今回電気代につきましては、完全に不足が見込まれるということで補正のほうを上げさせていただきます。

○議員（猿田正純君） わかりました。ありがとうございました。

○座長（片岡藏之君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、議案第12号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

まず、1ページです。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,279万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億3,395万3,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税であります。既定額から593万9,000円を減額するものであります。保険税の収納見込額を勘案しまして減額しております。

2款使用料及び手数料、1項手数料であります。既定額から17万3,000円を減額するものです。収入済額を踏まえ、督促手数料を減額するものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金であります。既定額に17万円を追加するものです。災害臨時特例補助金として新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免分を追加するものです。

4款県支出金、1項県補助金であります。既定額から118万3,000円を減額するものです。交付金の事業確定見込みにより保険者努力支援分9万5,000円及び特定健康診査負担金108万8,000円を減額するものであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から1,577万6,000円を減額するものです。事業確定見込みにより保険基盤安定繰入金、職員給与等繰入金、財政安定化支援事業繰入金を減額するものであります。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります。既定額から101万6,000円を減額するものです。収入済額を踏まえて、一般被保険者延滞金を減額するものであります。

3項雑入であります。既定額に112万4,000円を追加するものであります。収入済額を

踏まえ、特定健康診査等負担金を追加するものであります。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から404万円を減額するものです。事業費確定見込みによる人件費及び委託料等の減額であります。

2 項徴収費ですが、財源の内訳補正となっております。

2 款保険給付費、6 項傷病手当金であります。既定額に11万9,000円を追加するものです。事業費確定見込みによるものです。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分であります。既定額から514万8,000円を減額するものです。事業費確定見込みによる減であります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費であります。既定額から60万円を減額するものであります。事業費の確定見込みによる減額であります。

2 項特定健康診査等事業費であります。既定額から354万円を減額するものであります。事業費の確定見込みによる減額であります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金であります。既定額から1,168万8,000円を減額するものであります。事業費の確定によるものです。

8 款諸支出金、3 項繰出金であります。既定額に15万3,000円を追加するものです。事業費の確定に伴い、県から交付される施設勘定への交付分を追加するものです。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）について、ご説明させていただきました。詳細につきましては、4ページから12ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。

令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,346万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,700万8,000円とするものです。

第2条であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」によるものとしております。

続きまして、14ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入、1 項外来収入であります。既定額から347万円を減額するものであります。新型コロナウイルス感染症の影響により減額するものであります。

2 項その他の診療収入であります。事業費確定見込みにより70万円の増額をいたします。主に新型コロナワクチン接種事業費の増によるものでございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から1,163万1,000円を減額するものでございます。事業費の確定に伴う減でございます。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金であります。新たに93万5,000円を追加するものです。オンライン資格確認システムの補助金であります。

続いて、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費であります。既定額から298万6,000円を減額するものです。事業費の確定見込みにより人件費等を減額するものであります。

2 款1 項医業費であります。既定額から1,048万円を減額するものであります。事業費の確定見込みにより医療用機械器具費及び衛生材料費を減額するものであります。

続きまして、15ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。1 款1 項施設管理費、オンライン資格確認システム導入事業128万円及びA E D更新事業69万4,000円につきまして、どちらも製品に使用する半導体の不足から年度内の入荷ができなくなったため計上しております。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、16ページから22ページの歳入歳出予算補正補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○座長（片岡藏之君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、議案第13号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1条であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ573万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,760万8,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1 款1 項後期高齢者医療保険料でございます。既定額から541万7,000円を減額するものであります。収入見込額を勘案いたしまして、特別徴収分2,105万3,000円を減額し、普通徴収保険料分1,521万4,000円及び滞納繰越分42万2,000円を追加するものであります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から31万9,000円を減額するものであります。広域連合納付金の確定により保険基盤安定繰入金を減額するものであります。続きまして、歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金であります。既定額から573万6,000円を減額するものであります。広域連合納付金の確定により減額するものです。

以上、令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3 ページから 5 ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○座長（片岡藏之君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第14号を議題といたします。執行部より説明を求めます。長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第14号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第4号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ5,698万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ24億5,199万4,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料、1 項介護保険料であります。既定額から2,675万5,000円を減額するものです。第1号被保険者保険料の収入見込みにより減額するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額に1,219万7,000円を追加するものです。給付費に係る介護給付費国庫負担金の交付見込みによるものです。

同じく2 項国庫補助金であります。既定額から2,197万円を減額するものです。主に介護給付費調整交付金等の交付見込みによるものです。

4 款 1 項支払基金交付金であります。既定額から3,376万2,000円を減額するものです。主に介護給付費支払基金交付金等の交付見込みによるものです。

5 款県支出金、1 項県負担金であります。既定額に2,513万5,000円を追加するものです。介護給付費県負担金の交付見込みによるものです。

同じく2 項県補助金であります。既定額から150万9,000円を減額するものです。地域支援事業交付金の見込みによるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から1,232万1,000円を減額するものです。事業の確定見込みによりまして減額するものであります。

同じく3 項介護サービス事業勘定繰入金であります。既定額に199万8,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定の収支分を繰り入れるものです。

3 ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から178万4,000円を減額するものです。事業の確定見込みによりまして、人件費等を減額するものであります。

同じく3 項介護認定審査会費であります。既定額から162万1,000円を減額するものです。事業費の確定見込みによりまして、人件費、役務費などを減額するものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。既定額から4,100万円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減でございます。主なものは居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費を減額し、施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費を追加するものとなります。

同じく5 項特定入所者介護サービス等費であります。既定額から900万円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費であります。既定額から12万3,000円を減額するものです。事業費の確定見込みによる委託料の減によるものです。

同じく2 項一般介護予防事業費であります。既定額から330万円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減でございます。

同じく3 項包括的支援事業・任意事業費であります。既定額から375万円を減額するものです。主なものは人件費で、事業費の確定見込みによる減でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金であります。既定額に359万1,000円を追加するものです。令和2 年度分の国県等介護給付費負担金の実績確定に伴う償還金でございます。詳細につきましては、4 ページから15 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書及び給与費明細書をご覧ください。

続きまして、17 ページをご覧ください。

令和3 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2 号）についてご説明申し上げます。

第1 条であります。予算総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ631万6,000円とするものです。

18 ページをお願いいたします。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入であります。既定額に13万円を追加するものです。介護予防サービス計画費の収入見込み増によるものです。

続きまして、歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費であります。既定額から186万8,000円を減額するものであります。人件費など事業費の確定見込みによる減でございます。

2 款諸支出金、1 項繰入金であります。既定額に199万8,000円を追加するものです。事業確定見込みにより差額分を保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2号）につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、19ページから23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与明細書をご覧くださいと思います。

また、主な事業は予算の概要にございますので、ご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、議案第15号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,083万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ9億4,574万4,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金ですが、既定額に730万円を追加するものです。負担金収入の実績を勘案しまして追加するものです。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料ですが、既定額に400万円を追加するものです。使用料収入の実績を勘案しまして追加するものです。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から6,876万円を減額するものです。事業確定見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

7 款諸収入、1 項雑入ですが、既定額に4,112万2,000円を追加するものです。令和元年台風19号により被災したかつら水処理センターの災害給付金及び消費税還付金を追加する

ものです。

8 款 1 項町債ですが、既定額から450万円を減額するものです。事業確定見込みにより減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項下水道事業費ですが、既定額から2,048万8,000円を減額するものです。事業確定見込みにより下水道維持管理費で1,523万7,000円、下水道整備事業費で525万1,000円を減額するものです。

3 款 1 項公債費ですが、既定額から35万円を減額するものです。支払額の確定により減額するものです。

3 ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費につきましては、1 款 1 項下水道事業費、施設維持補修事業、流域地区下水道整備事業、那珂久慈流域下水道事業建設負担金の一部を翌年度に繰り越すものです。

4 ページをご覧ください。

第3表、地方債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業及び公営企業会計適用債の限度額を減額し、計1億8,410万円に変更するものです。事業確定見込みにより減額するものであります。

以上、令和3年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては5 ページから12ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第15号に対するご質問をお受けいたします。

関誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） 歳入の中で7 款諸収入、消費税還付金、災害共済給付金とありますが、あそこのかつら水処理センターの工事において、建築審査会という形で異議申立てされている。その後の進捗状況を教えていただきたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 下水道課長所克実君。

○下水道課長（所 克実君） 建設審査会につきましては、コロナの影響で昨年7月と11月に会議というか、審査会がありまして、その後、本年2月を予定していましたが、そちらがまたコロナの影響で延期になったということで、まだ継続審議中でありまして、また審査会のほうから審査の内容については、非開示ということを申し伝えられておりますので、内容につきましては差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議員（関 誠一郎君） 了解。

○座長（片岡藏之君） よろしいですか。

あと、ございませんですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） では、続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、議案第16号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,192万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,473万2,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、既定額に141万7,000円を追加するものです。分担金収入の実績を勘案しまして追加するものです。

3款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、既定額から1,321万8,000円を減額するものです。事業確定見込みに伴い繰入金を減額するものです。

5款諸収入、1項雑入につきましては、既定額に27万9,000円を追加するものです。消費税の還付金を追加するものです。

6款1項町債につきましては、既定額から40万円を減額するものです。公営企業会計適用債を減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項農業集落排水事業費ですが、既定額から1,192万2,000円を減額するものです。事業費の確定見込みに伴い減額するものです。

3ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費につきましては、1款1項農業集落排水事業費、管路維持補修事業及び施設維持補修事業を繰り越すものです。

4ページをご覧ください。

第3表、地方債の補正につきましては、公営企業会計適用債の限度額を520万円に変更するものです。

以上、令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては5ページから10ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第16号に対するご質問をお受けいたします。ごさい

ませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第17号 令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。

収入、支出の既定予定額からそれぞれ2,488万9,000円を減額いたしまして、予定額を6億8,149万4,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益1,714万5,000円の減額であります。水道料金受託工事収益の減、その他の営業収益の増によるものです。主なものは、加入金の増となります。

2項営業外収益774万4,000円の減額であります。他会計補助金の減、長期前受金戻入の一般会計補助金負担金の増によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用2,615万6,000円の減額であります。受託工事費の設計委託工事請負費、総係費の人件費、委託料の減によるものです。

また、施設工事完了によります固定資産の振替に伴う減価償却費の増によるものです。

2項営業外費用126万7,000円の増であります。企業債利息の増によるものです。

2 ページをご覧ください。

第3条、当初予算第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,207万1,000円を2億8,649万4,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、収入の既定予定額に変更はなく、支出につきましては1款資本的支出の既決予定額から3,557万7,000円を減額いたしまして、予定額を4億990万2,000円とするものです。

内容につきましては、1項建設改良費の減額であります。施設の更新工事等に伴う設計委託料、工事請負費、補償費、土地購入費の減によるものです。

以上、令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）の概要につきましてご説明申し上げます。詳細につきましては、4ページから10ページの補正予算実施計画明細書、補正予算給与明細書をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 町内の水道管の老朽化による漏水などあるのではないかと思いますけれども、今何件ぐらい今年度であるのでしょうか。何リットルぐらい漏水で出されているのか、分かる範囲で教えてください。

○座長（片岡藏之君） 水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ありません。今手持ちの資料がございませんので、後ほどお話しさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○座長（片岡藏之君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） それでしたら、漏水したものがどこに反映されて、どういう形で処理されるのか、漏水の対応はどのようにされているのか、お聞きしたいんですが、もし答えられるのであれば、答えていただきたいと思います。後ほどというのであれば、後ほど、明日もありますので、明日もまたお聞きいたしますので、お答えください。

○座長（片岡藏之君） 水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） すみません。併せましてご報告させていただきます。申し訳ございません。

○議員（藤咲芙美子君） 分かりました。

○座長（片岡藏之君） よろしいですか。

○議員（藤咲芙美子君） はい。

○座長（片岡藏之君） その他ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） では、続きまして、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第18号 令和4年度城里町一般会計暫定予算についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

暫定予算の期間につきましては、3か月を見込んでおり、行政運営上、必要最小限の経費を計上したものであります。

第1条であります。一般会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億2,400万円とするものです。

第2条、一時借入金は、借入れの最高額を2億円とするものです。

第3条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用をするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、1 項町民税 2 億689万2,000円ではありますが、個人、法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 項固定資産税 5 億8,249万2,000円ではありますが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。

3 項軽自動車税7,009万3,000円ではありますが、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年課税分を見込んでおります。

4 項町たばこ税2,934万4,000円ではありますが、現年課税分を見込んでおります。

5 項入湯税418万2,000円ではありますが、現年課税分を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税1,146万円ではありますが、6 月交付分を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税3,033万1,000円ではありますが、6 月交付分を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金8,229万7,000円ではありますが、6 月交付分を見込んでおります。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金475万1,000円ではありますが、4 月交付分を見込んでおります。

12 款地方交付税、1 項地方交付税 8 億1,700万円ではありますが、4 月及び6 月交付分の普通交付税を見込んでおります。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金142万3,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料2,245万6,000円ではありますが、総務使用料、土木使用料、教育使用料を見込んでおります。

2 項手数料1,202万6,000円ではありますが、総務手数料、衛生手数料等を見込んでおります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金8,599万8,000円ではありますが、民生費国庫負担金で主なものは、児童手当負担金と衛生費国庫負担金で、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金等を見込んでおります。

2 項国庫補助金8,231万8,000円ではありますが、主なものは総務費国庫補助金と民生費国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援給付金事業費補助金と衛生費国庫補助金で、新型コロナワクチン接種体制確保事業費の補助金等を見込んでおります。

3 項委託金153万1,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で基礎年金等事務費交付金等を見込んでおります。

17 款県支出金、1 項県負担金1,277万6,000円ではありますが、主なものは民生費県負担金

で児童手当負担金等を見込んでおります。

2 項県補助金287万円ではありますが、主なものは農林水産費県補助金で、地域農業再生協議会補助金等を見込んでおります。

3 項委託金1,991万円ではありますが、主なものは総務費委託金で、個人県民税徴収取扱費、参議院議員選挙委託金等を見込んでおります。

18款財産収入、1 項財産運用収入21万2,000円ではありますが、主なものは利子及び配当金等を見込んでおります。

2 項財産売却収入3,000円を見込んでおります。

19款寄附金、1 項寄附金187万7,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金を見込んでおります。

21款繰越金、1 項繰越金1 億円を見込んでおります。

22款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料112万7,000円ではありますが、主なものは町税延滞金を見込んでおります。

3 項貸付金元利収入62万9,000円ではありますが、主なものは高額療養費貸付金返還金等を見込んでおります。

5 項雑入4,000万2,000円ではありますが、主なものは医療費返納金、消防団員退職報償金等を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

1 款議会費、1 項議会費3,698万5,000円ではありますが、人件費及び物件費等を見込んでおります。

2 款総務費、1 項総務管理費ではありますが、3 億2,239万8,000円ではありますが、主なものは人件費、委託料等の物件費、公共施設整備基金積立金、各種負担金等補助金、町民センター指定管理料を見込んでおります。

2 項徴税费6,455万2,000円ではありますが、主なものは人件費、電算業務委託料等の物件費、負担金及び償還金等を見込んでおります。

3 項戸籍住民税基本台帳費1,805万8,000円ではありますが、主なものは人件費、システム委託料及び使用料等の物件費を見込んでおります。

4 項選挙費982万6,000円ではありますが、選挙管理委員会費、参議院議員選挙費を見込んでおります。

5 項統計調査費51万円ではありますが、統計調査総務費、基幹統計費を見込んでおります。

6 項監査委員費10万9,000円ではありますが、委員報酬等を見込んでおります。

3 款民生費、1 項社会福祉費5 億202万6,000円ではありますが、主なものは人件費、住民税非課税給付金、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、扶助費、後期高齢者医療給付費負担金等を見込んでおります。

2 項児童福祉費2 億364万2,000円ではありますが、主なものは人件費、児童手当等の扶助

費等を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 1 億6,533万4,000円ではありますが、ワクチン接種委託料等の物件費、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金等を見込んでおります。

2 項清掃費7,111万3,000円ではありますが、主なものは人件費、委託料等の物件費を見込んでおります。

4 項下水道費302万円ではありますが、合併浄化槽設置補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 1 億1,875万3,000円ではありますが、主なものは人件費、負担金、農業集落排水補助金等を見込んでおります。

2 項林業費98万2,000円ではありますが、森林組合補助金等を見込んでおります。

6 款商工費、1 項商工費7,919万1,000円ではありますが、主なものは人件費、指定管理料等の物件費等を見込んでおります。

7 款土木費、1 項土木管理費2,504万3,000円ではありますが、主に人件費を見込んでおります。

2 項道路橋梁費4,128万4,000円ではありますが、主なものは道路維持費の委託料及び工事請負費等を見込んでおります。

3 項河川費 7 万6,000円ではありますが、物件費等を見込んでおります。

4 項都市計画費5,432万8,000円ではありますが、主なものは人件費、公園維持管理費、公共下水道補助金等を見込んでおります。

5 項住宅費4,200万6,000円ではありますが、主なものは人件費、町営住宅の修繕委託費等を見込んでおります。

8 款消防費、1 項消防費 1 億3,283万6,000円ではありますが、主なものは消防団員退職金報償金、水戸市への消防事務負担金等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費5,425万6,000円ではありますが、主なものは人件費、高校生通学補助等を見込んでおります。

2 項小学校費6,149万7,000円ではありますが、主なものは人件費、バス運行委託及びパソコン使用料等の物件費等を見込んでおります。

3 項中学校費3,441万8,000円ではありますが、主なものは人件費、パソコン使用料等の物件費等を見込んでおります。

4 項社会教育費6,153万4,000円ではありますが、主なものは人件費、維持管理委託料等の物件費、ふれあいの船等の補助金等を見込んでおります。

5 項保健体育費4,490万3,000円ではありますが、主なものは人件費、体育施設等維持管理費等の物件費、給食センター材料費等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみになります。

2 項公共土木施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみになります。

11款公債費、1項公債費7,231万4,000円であります、償還金の元利利子を見込んでおります。

12款予備費、1項予備費300万円を計上いたしました。

以上、議案第18号 令和4年度城里町一般会計暫定予算の説明になりますが、詳細につきましては、6ページから80ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○座長（片岡藏之君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） それでは、5点ほど質問をさせていただきます。

まず、ページ31ページ、ここに過誤納還付金の加算金ということで570万円、この説明をお願いします。

次に、ページ46ページ、一番上から2番目のトレーニング指導委託73万6,000円、これについても説明をお願いします。

もう1点は、60ページの消防費ですね。退職報償金負担金ということで1,132万8,000円、これについても人数等が分かれば教えていただきたいと思えます。

それから、次のページの消防団員の能力活用資格取得費補助ということで61万6,000円、これの取得についてはどういうものを資格取得されるのか、お伺いしたい。

それと、工事請負費の中で消防施設の解体工事、これは場所が分かれば教えていただきたい。

次に、ページ66、ここは教育委員会かな。上の段の負担金、補助及び交付金というところの修学旅行費補助ということで、これ22万8,000円なんですけれども、この22万8,000円というのは何かなと思ひまして、以上5点についてお伺いをいたします。お願いします。

○座長（片岡藏之君） 税務課長佐藤宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 加藤木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

570万円の過誤納金、加算金の内訳でございますが、内訳としましては個人住民税が250万円、法人住民税が250万円、固定資産税が65万円、軽自動車税が5万円の支出を見込んでおります。

以上でございます。

○座長（片岡藏之君） みんな一緒に説明してからのほうがいいんじゃないですか。

○議員（加藤木 直君） はい。じゃあ全部一緒に結構です。

○座長（片岡藏之君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

トレーニング指導委託73万6,000円でございますが、これは保健福祉センターの2階で行っておりますトレーニングの指導員の委託料でございます。

以上です。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

3点、ご質疑いただいておりますので、まず1点目ですね。60ページのご指摘あったのが退職報償金負担金ということで1,132万8,000円かと思えます。こちらにつきましては団員1人当たり1万9,200円という負担をしまして、団員定数が今条例上590人ございます。その合計としまして、1万9,200円掛ける590名ということで1,132万8,000円を退職報償金としての負担をしているというような状況でございます。

もう1点ですが、資格取得の件でございます。こちらにつきましては金額のほうは61万6,000円ということで、これにつきましては消防団員の能力活用資格取得費補助という名目でございます。主立ったものにつきましては船舶免許の取得費、こちらが6万5,000円の2名分、それと現在昨年一般質問のほうでご指摘をいただきまして、オートマ限定の団員が相当数いるということで、大型免許の運転に支障が出ているんじゃないかということから、昨年調査をいたしまして実質オートマ限定免許を必要とされる団員のほうは2名ほどおりまして、7万2,380円の2分の1を補助するというので、こちら7万3,000円の予算を計上してございます。そのほか3.5トンの普通免許、これを7.5トンの中型免許に変更するというので、これについても限定解除ということで14万6,960円の5人分、これも2分の1という規定で36万7,400円、主に運転免許の取得補助、これが主立ったものになってございます。

もう1点、解体のご質問でございますが、こちらにつきましては七会地区の小勝に住宅を新築したいということで、防火水槽の撤去要請が出ておりますので、ここの解体施設工事の計上となっております。

なお、工事のほうも早いうちに行いたいということでございましたので、今回暫定予算のほうに計上をさせていただいたというところでございます。よろしく申し上げます。

○座長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

66ページの中学校教育振興費負担金、補助金及び交付金の修学旅行費補助金についてのご質問かと思えます。こちらにつきましては例年行っております中学3年生の修学旅行費の補助金でございます。1人につき5,000円を補助している事業でございます。例年5月下旬の頃に中学校の修学旅行を計上しておりますので、今回暫定予算のほうに計上させていただきました。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） ありがとうございます。

まず、過誤納の還付金なんですけれども、この中にゴルフ場等が入っていないんですね、今回は。入っていますか。

〔「入っていないです」と呼ぶ者あり〕

○議員（加藤木 直君） 結構です。

それと、トレーニング指導委託なんですけれども、これはホーリーホックのあれですか、向こうの。こちらの。

〔「そうです、保健センター、常北」と呼ぶ者あり〕

○議員（加藤木 直君） ここには指導員がおられるということですよ。分かりました。ありがとうございます。

それと、60ページの消防費の退職報償金ですけれども、これちょっと私聞き漏らしたかどうか分からないですけれども、590名おられて、団員さんが。それで1万9,200円、これ年俵ですか。1万9,200円というのは。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

1万9,200円というのは年額となっております。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 通常退職報償金といいますと、1人当たり何十万とかなると思うんですけれども、例えば30年、40年やった方が辞められるとき、それではないんですか、これ。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

ちょっと画面のほうを今変えますので、お待ちください。

先ほどご質問いただきました退職報償金負担金といいますのは、年額1万9,200円の条例定数590名ということでの算出になってございます。今、加藤木議員さんがおっしゃられている退職金というのは、上の7の項目の報償金というところが該当してまいります。これについては931万2,000円ということで、今回あくまでも概数ということで24名分の退職予定ということで、1人当たり38万8,000円、格付けでいうと副団長格です。こちらの退職金の計上のほうをさせていただいております。

○座長（片岡藏之君） 加藤木直君。

○議員（加藤木 直君） 私、勘違いしておりました。これは退職報償金の町の負担金ですよ。分かりました。年間積み立てておくというものですよね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○議員（加藤木 直君） 分かりました。ありがとうございます。

次の消防施設解体と資格のほうはよく分かりました。

今消防の話が出たもので、ちょっとお話ししますと、2月3日でしたか、4日でしたか、町うちで火災がたしかあったと思うんですけれども、この火災の概要についていろいろ言われている方いるんですけれども、ちょっと暫定予算のあれですから、一番最後にでも結構ですので、その概要についてちょっとご説明をしていただきたいなど。全協の最後で結

構です。

それから、修学旅行の補助のほうですけれども、局長、これ負担金5,000円、そうですか。

〔「補助金」と呼ぶ者あり〕

○議員（加藤木 直君） 補助金が5,000円、負担金とはまた別ですよ、これは。あくまでも補助金が5,000円ということで、了解です。わかりました。ありがとうございます。

○座長（片岡藏之君） その他ございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） では、続きまして、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） ページを出しますのですみません。お待たせしました。

それでは、準備のほうができましたので、ご説明をさせていただきます。

それでは、令和4年度国民健康保険特別会計暫定予算のご説明をさせていただきます。

議案第19号 令和4年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算についてご説明いたします。

予算書の81ページをお開き願います。

令和4年度城里町の国民健康保険特別会計事業勘定の暫定予算につきましてご説明申し上げます。

なお、暫定予算の期間につきましては3か月間を見込んで計上してございます。

第1条であります。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,894万7,000円とするものでございます。

第2条、歳出予算の流用につきましては、保険給付費に不足が生じた場合、同一款内で各項の間の流用を可能とするものでございます。

82ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項国民健康保険税816万5,000円ありますが、一般及び退職被保険者等の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料5万円ありますが、保険税の督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ありますが、災害臨時特例補助金の科目設定をしてございます。

4款1項療養給付費等交付金3億9,843万4,000円ありますが、保健医療給付費等交付金を見込んでおります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入9,000円ではありますが、基金積立金利子収入を見込んでおります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金2,009万1,000円、職員給与費等及び出産一時金の一般会計からの繰入金を見込んでおります。

2 項基金繰入金につきましては、国保支払準備基金の科目設定を行ってございます。

7 款繰越金、1 項繰越金1,000万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料125万7,000円ではありますが、主に一般被保険者延滞金を見込んでおります。

2 項受託事業収入につきましては、特定健康診査等受託料の口開け1,000円を見込んでおります。

3 項雑入につきましては93万7,000円、各種納付金、負担金等を見込んでおります。

続きまして、83ページに移ります。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費1,861万5,000円ですが、人件費及び療養給付費支払いに伴う電算処理委託料でございます。

2 項徴収費133万2,000円ではありますが、国保税電算処理委託及びシステム使用料でございます。

3 項運営協議会11万3,000円ですが、国保運営協議会委員報酬等であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費 3 億4,453万円ですが、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費の支払いでございます。

2 項高額療養費5,380万5,000円ではありますが、一般被保険者及び退職被保険者等に係る高額療養費等の支払いでございます。

3 項移送費10万円ではありますが、移送費の支払いを見込んでございます。

4 項出産育児諸費315万2,000円ではありますが、出産育児一時金の支払いでございます。

5 項葬祭諸費62万5,000円ではありますが、葬祭費の支払いを見込んでございます。

6 項傷病手当金ではありますが、1,000円の科目設定のみでございます。

5 款 1 項保健事業費144万3,000円ではありますが、主に人間ドック等の委託料でございます。

2 項特定健康診査等事業費1,204万7,000円ですが、主に特定健診の委託料でございます。

6 款 1 項基金積立金9,000円ではありますが、国民健康保険支払準備基金利子の積立金を見込んでございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金67万5,000円ではありますが、一般被保険者及び退職被保険者等の保険料、還付金及び還付加算金であります。

9 款 1 項予備費、こちら250万円を見込んでございます。

以上、国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）につきましてご説明させていただきます。

ました。詳細につきましては84ページから98ページの事項別明細書及び給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、施設勘定に移りたいと思います。

予算書の99ページをご覧ください。

令和4年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の暫定予算についてご説明いたします。

暫定予算の期間につきましては、3か月間を見込んで計上したものでございます。

第1条であります。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,046万6,000円としたものでございます。

100ページをご覧ください。

1表、歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入であります。

1款診療収入、1項外来収入2,603万5,000円ありますが、医科及び歯科の外来診療報酬及び一部負担金収入を見込んでございます。

2項その他の診療収入485万9,000円ですが、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業収入を見込んでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料3万7,000円ありますが、医師住宅使用料を見込んでございます。

2項手数料7万3,000円ありますが、各種の診断書料でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金2,779万1,000円ありますが、職員給与費等の一般会計からの繰入金を見込んでございます。

4款繰越金、1項繰越金150万円ありますが、前年度の繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入17万1,000円ありますが、容器、衛生材料等の販売代金を見込んでございます。

続きまして、歳出に移りたいと思います。

1款総務費、1項施設管理費4,442万2,000円ありますが、人件費及び施設維持管理費等でございます。

2項研究研修費33万2,000円ありますが、医師研究旅費及び負担金でございます。

2款1項医業費1,543万2,000円ありますが、医療用医薬材料費及び諸検査の委託料を見込んでございます。

3款1項公債費2万5,000円でございますが、一時借入金の利子を見込んでおります。

5款1項予備費は25万5,000円を計上しております。

以上、国民健康保険特別会計暫定予算（施設勘定）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては101ページから110ページの事項別明細書及び給与費明細書をご覧くださいと思います。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第20号 令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計
暫定予算についてご説明申し上げます。

111ページになります。

暫定予算の期間につきましては、3か月間を見込んで計上したものでございます。

第1条であります。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,574万8,000円とする
ものでございます。

次のページになります。

第1表、歳入歳出暫定予算であります。まず、歳入のほうからご説明させていただきます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料4,516万6,000円ありますが、特別徴収、普通徴収及び
滞納繰越分の保険料であります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1 万3,000円ありますが、督促手数料を見込んで
おります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金43万5,000円ありますが、一般会計からの事務費繰入
金を見込んでおります。

4 款繰越金、1 項繰越金ありますが、1,000円の科目設定のみです。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料7,000円で、こちらが延滞金を見込んでおり
ます。

2 項償還金及び還付加算金12万6,000円ありますが、保険料還付金等を見込んでおり
ます。

続きまして、113ページでございます。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費32万2,000円ありますが、高齢者医療制度関連システム
の使用料でございます。

2 項徴収費 9 万4,000円ありますが、保険料収納関係の物件費等を見込んでございま
す。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金4,517万6,000円ありますが、後期高齢者医療
広域連合への納付金を見込んでおります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金15万6,000円ではありますが、保険料還付金等を見込んでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計暫定予算につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては114ページから117ページの事項別明細書をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○座長（片岡藏之君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第21号 令和4年度城里町介護保険特別会計暫定予算につきましてご説明いたします。

暫定予算の期間につきましては、3か月間を見込んで計上したものです。

119ページをご覧ください。

第1条であります。介護保険特別会計（保険事業勘定）の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,318万7,000円とするものです。

第2条、歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用をするものです。

120ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料ではありますが、1 億1,695万9,000円としたもので、第1号被保険者からの特別徴収、普通徴収保険料の現年度分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料ではありますが、1 万3,000円としたものです。保険料の督促手数料を見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金ではありますが、1 億663万4,000円としたもので、介護給付費負担金の現年度、過年度分の収入を見込んでおります。

同じく、2 項国庫補助金ではありますが、5,271万円としたもので、介護給付費調整交付金及び地域支援事業交付金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金ではありますが、1 億6,459万8,000円としたもので、介護給付費支払基金交付金、地域支援事業支払基金交付金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

5 款県支出金、1 項県負担金ではありますが、8,861万1,000円としたもので、介護給付費県負担金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

同じく、2項県補助金であります。292万5,000円としたもので、地域支援事業交付金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

3項財政安定化基金支出金であります。科目設定で1,000円としたものです。

6款財産収入、1項財産運用収入であります。1,000円としたもので、利子収入を見込んでおります。

7款繰入金、1項他会計繰入金であります。9,972万6,000円としたもので、介護給付費に対する町負担分、人件費及び事務費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金の現年度、過年度分で見込んでおります。

同じく、2項基金繰入金であります。科目設定で1,000円としたものであります。

同じく、3項介護サービス事業勘定繰入金であります。2,000円としたもので介護サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8款繰越金、1項繰越金であります。100万円としたもので、前年度繰越金であります。

9款諸収入であります。121ページにまたがり。1項延滞金、加算金及び過料であります。3,000円としたもので、第1号被保険者からの延滞金と加算金及び過料であります。

同じく2項雑入であります。3,000円であります。

続きまして、歳出です。122ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費であります。1,063万1,000円としたもので、人件費、介護保険事務システムの委託料や使用料を見込んでおります。

同じく、2項徴収費であります。80万5,000円としたもので、通信運搬費保険料算定業務委託費等を見込んでおります。

同じく、3項介護認定審査会費であります。265万9,000円としたもので、認定審査会委員報酬や認定調査に伴う諸費用を見込んでおります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費であります。5億3,169万円としたもので、介護保険サービスを利用した要介護1から5の被保険者に対し、保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく、2項介護予防サービス等諸費であります。1,418万7,000円としたもので、介護予防サービスを利用した要支援1と2の被保険者に対し、保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく3項高額介護サービス等費であります。1,641万3,000円としたもので、在宅や施設で、介護保険サービスにかかった費用の利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に給付する費用を見込んでおります。

同じく4項高額医療合算介護サービス等費であります。432万円としたもので、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負

担の合計が一定の上限金額を超えた場合について、給付する費用を見込んでおります。

同じく5項特定入所者介護サービス等費であります。3,373万8,000円としたもので、介護保険施設へ入所した低所得の方の施設利用が困難とならないように、居住費と食費の負担を軽減するために給付する費用を見込んでおります。

同じく6項その他の諸費であります。40万2,000円としたもので、国保連合会への審査支払手数料を見込んでおります。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費であります。817万1,000円としたもので、要支援1、2の認定者と基本チェックリストでの事業対象者と判定された被保険者の予防事業費を見込んでおります。

同じく2項一般介護予防事業費であります。68万円としたもので、65歳以上の全ての被保険者対象の予防事業費を見込んでおります。

同じく3項包括的支援事業・任意事業費であります。943万2,000円としたもので、地域包括支援事業運営費用等を見込んでおります。

同じく4項その他諸費であります。1万6,000円としたもので国保連合会の審査支払手数料を見込んでおります。

4款1項財政安定化基金拠出金であります。1,000円で科目設定のみとなります。

5款1項基金積立金であります。1,000円としたもので、基金利子の積立金です。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金であります。4万円としたもので、過誤納還付金の費用です。

123ページにまたがります。

同じく2項延滞金につきましては、科目設定1,000円のみです。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の暫定予算について説明をさせていただきました。詳細につきましては、124ページから139ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、141ページをお願いいたします。

令和4年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の暫定予算につきましてご説明いたします。

第1条になります。介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ116万7,000円とするものです。

142ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入です。

1款サービス収入、1項予防給付費収入であります。116万6,000円としたもので、介護保険の要支援1、2の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画収入であります。

2款1項繰越金1,000円につきましては、前年度繰越金を見込んでおります。

続きまして、歳出です。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費であります。116万5,000円としたもので、会計年度任用職員の人件費及び介護予防サービス計画作成委託料を見込んだものです。

2 款諸支出金、1 項繰出金であります。2,000円としたもので、保険事業勘定への繰出金です。

以上、令和4年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の暫定予算についてご説明させていただきました。詳細につきましては143ページから146ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第21号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第22号 令和4年度城里町水道事業会計暫定予算についてご説明いたします。

147ページをご覧ください。

暫定予算の期間につきましては3か月間を見込んでおり、行政運営上、最小限の経費を計上するものです。

第1条は総則で、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

（1）当該年度給水戸数は7,601戸を予定しております。

（2）当期総配水量3か月分は57万6,855立方メートルを見込んでおります。

（3）1日平均配水量は6,322立方メートルを見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1 款水道事業収益 1 億575万7,000円、1 項営業収益 1 億573万2,000円ありますが、給水収益その他の営業収益を見込んでおります。

3 項特別利益 2 万5,000円ありますが、水道料金過年度分調定増額等を見込んでおります。

支出につきましては、1 款水道事業費用 1 億575万7,000円、1 項営業費用 1 億573万2,000円ありますが、水道施設の維持管理費、総係費を見込んでおります。

3 項特別損失 2 万5,000円ありますが、水道料金の過年度分調定減額等を見込んでおります。

148ページをご覧ください。

第4条につきましては、各項の経費の金額を流用することのできる場合を1 項営業費用、

2項営業外費用とするものです。

第5条の経費の流用につきましては、職員給与費1,764万7,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の金額をその金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないとするものです。

第6条につきましては、たな卸し資産の購入限度額を45万7,000円とするものです。

以上、令和4年度城里町水道事業会計暫定予算の概要を説明させていただきました。詳細につきましては150ページから153ページの暫定予算実施計画明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第22号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続いて、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所克実君。

○下水道課長（所 克実君） では、議案第23号 令和4年度城里町下水道事業会計暫定予算についてご説明申し上げます。

なお、本年4月1日より、これまでの特別会計から地方公営企業会計法を適用した公営企業会計へ移行いたします。これに伴い、これまでの公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業を統合し、下水道事業会計となります。公営企業会計への移行は、主に会計方式の変更であり、使用者の皆様には直接的な影響はございません。

それでは、暫定予算書の155ページをご覧ください。

暫定予算の期間は3か月を見込んでおり、行政運営上、最小限の経費を計上するものでございます。

第1条は、総則で、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

（1）水洗化人口は1万2,271人を予定しております。

（2）年間有収水量3か月分は29万8,390立方メートルを見込んでおります。

（3）主な建設改良事業、下水道整備事業662万5,000円を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1款下水道事業収益1億780万3,000円、1項営業収益4,515万5,000円ありますが、下水道使用料、その他の営業収益を見込んでおります。

2項営業外収益6,264万8,000円ありますが、一般会計補助金、雑収入を見込んでおります。

支出につきましては、1款下水道事業費用1億780万3,000円、1項営業費用9,999万円ありますが、管渠費、処理場費、総係費、流域下水道維持管理負担金を見込んでおりま

す。

2項営業外費用1万3,000円ではありますが、企業債利息を見込んでおります。

3項特別損失480万円ではありますが、賞与引当金繰入金、法定福利費繰入金を見込んでおります。

4項予備費300万円を計上いたしました。

156ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1款資本的収入663万3,000円、3項負担金119万7,000円ではありますが、受益者負担金を見込んでおります。

5項出資金543万6,000円ではありますが、一般会計出資金を見込んでおります。

支出につきましては、1款資本的支出663万3,000円、1項建設改良費663万3,000円ではありますが、公共ますの設計委託及び工事費を見込んでおります。

第4条の2につきましては、特例的収入及び支出として公営企業会計導入初年度のみ定めるもので、未収金及び未払金の額をそれぞれ4,337万8,000円及び5,330万6,000円とするものです。

第5条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合を1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失とするものです。

第6条の経費の流用につきましては、職員給与費2,251万3,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないとするものです。

157ページをご覧ください。

第7条につきましては、一般会計から補助を受ける金額は6,264万4,000円であります。

以上、令和4年度城里町下水道事業会計暫定予算の概要を説明させていただきました。詳細につきましては158ページから167ページの暫定予算実施計画、暫定予算実施計画明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 続きまして、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

議案第24号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。令和4年2月28日付で横倉好夫監査委員が辞職したことに伴いまして、新たに識見を有する

者のうちから選任される監査委員として城里町大字阿波山1020番地の1、五十嵐由美子さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

五十嵐さんにつきましては、平成11年から令和3年3月31日まで阿波山郵便局長を務められておりました。加えて、五十嵐さんは、識見が高く、さらに地域での信頼も非常に厚く、性格も温厚にして誠実な人柄であることから、監査委員として最適な方と考えてございます。

以上、選任に当たりましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（片岡藏之君） これより議案第24号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） それでは、議案第25号については、本会議に上程される予定でございます。

続きまして、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 議案第26号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、保護者代表枠として、引き続き城里町大字高根台1番地の58、岡田誠さんを選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○座長（片岡藏之君） これより議案第26号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） これで終了する予定なんですけれども、加藤木議員いいですか。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 先ほど加藤木議員さんのほうからご質疑ありました2月4日における火災につきまして、概要のほうの資料をちょっと用意させていただきたいと思っておりますので、お時間をちょっといただければ、すぐ用意します。

○座長（片岡藏之君） 明日、今日。

○総務課長（山口成治君） 今日、用意できます。

〔「ホームページに載っているものをお持ちします」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） じゃ、今日中にお配りするというのでいいんですか。

○総務課長（山口成治君） 暫時休憩いただいて、書類……

〔「5分後か10分後に持ってこられるでしょう」「持ってこられま

す」と呼ぶ者あり]

○座長（片岡藏之君） じゃ、5分休憩します。

それでは、資料の準備ができるまで5分ほど休憩いたしたいと思いますので、2時50分より会議を再開いたしたいと思います。

午後 2時44分休憩

午後 2時53分再開

○座長（片岡藏之君） それでは、会議を再開いたします。

加藤木議員、これでよろしいでしょうか。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど加藤木議員さんのほうからご質疑のありました2月4日に発生した石塚地内建物火災ということで、町のほうで一通りまとめた概要版をこちらにお示ししてございます。こちらにつきましては、既に町のホームページ上でも公表してございますので、ご参考にいただければと思います。

なお、この経過の作成に当たりましては、火災発生後、森田団長以下副団、それと事務局におきまして、今後の対策ということで会合を開きまして、概要の合議を取った後の町長からの文書発出ということになってございます。

大きく分けまして、1番の火災発生から裏面のサイレンの使用方法ということで整理してございます。

火災の概要につきましては、まず1番目のほうで、2月4日、実際に火災の覚知、通報がありましたのが11時8分、1番の項目の中ほどに書いておりますが、通行人が119番通報を行いましたということで、11時8分に水戸市消防指令のほうから、今、内原にあります集中管理のほうで一斉に配信をするわけですが、119番通報をここで受け付け、その後、一斉配信ということで11時8分に水戸市消防城里出張所、それと役場担当、消防団に同時にその指令が下りたというような状況でございます。

火災現場における消火活動につきましては、この第1報11時8分を受けまして、城里出張所が11時15分に現着ということで、約7分後には現場のほうに到着し、消火活動に当たっております。

なお、2の中ほどには、火勢が強いものですから支援を要請したということで、飯富出張所、赤塚出張所、北署、それぞれ応援部隊が駆けつけてございます。それと町の消防団につきましても、第1分団、第8分団が11時20分現着しまして消火活動に当たりました。

非常に大きな火災となっておりますが、6戸の焼失ということで消防のほうで調査をしてございます。鎮火のほうが防災無線での放送というところがありますが、17時24分に最終的に地域住民への鎮火の報告を入れさせていただいたということでございます。

この火災の後、いろいろ消防に関するサイレンの使用方法、その辺のご意見もたくさんいただきましたので、今後こういうふうにしましょうということで、統一的な見解を含めまして、町のホームページにこの内容を掲載させていただいたというような経過がございます。

サイレンの使用方法の（２）というところに今後のサイレンの使用基準というものを載せてございます。

これにつきましては、まず①火災の通報を受けた場合には、速やかに旧町村の範囲、地区でいいますと常北、桂、七会の地区ごとにサイレンを鳴らします。

２点目、サイレン終了後に防災無線で火災の発生場所をお知らせ、それと消防活動に関係のない方は危険ですので付近から離れるように注意を促すと。

３点目につきましては、消火活動中の交通規制や停電の状況についても、できる限り防災無線で周知をしていこうということでございます。

最後に４番、消火活動の終了後につきましては防災無線で鎮火のお知らせを行うということで、これら火災の放送に関しましては、昼夜を問わず、時間に限らず鳴らすということで、運用のほうを今後図っていくということで使用基準を設けましたので、議員各位におかれましても、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

消防概要については以上でございます。

○座長（片岡藏之君） 加藤木議員、これでよろしいですか。

加藤木 直君。

○議員（加藤木 直君） 細かな説明をありがとうございました。

６軒の家が焼失したということなんですけれども、消防車が到着するまで約35分から40分かかっているわけなんですけれども、当然、役場の高いところからある程度火災が起きているというのは、町民の方も遠いところでも、その日は真っすぐ煙が上がっていて、あれは火事かねと言っていたんだよねという話を聞いているんですけれども、役場のほうでは、通報以外にあれは火事じゃないかというのは分からなかったのかどうかですね。

人によっては、こんなに役場の近くで燃えちゃうなんて人災じゃないかと、しかも30分も40分かかって。昔だったら付近の方に知らしめて、こういう場合、一番大切なのは初期消火だと思うんだよね、火災の場合。その初期消火がバケツリレーでも何でもなぜできなかったのかなというのがまず反省点にあるんじゃないかなというふうに思います。いわゆる危機管理ができていないという部分で。

今、皆さんご承知のように、ある国がウクライナに攻め入っていますよね。そこの大統領はゼレンスキー大統領ですか、私もやっと名前を覚えましたが、何日も見ている。このゼレンスキー大統領は本当に政治家だなと。というのは、やはり国民の生命と財産、暮らしというものを長期にわたって守っていくんだという姿は我々もニュースを見ていて感じますよ。政治家はこうあるべきだろうと。

今回の火災もその政治が本当に機能していたのかどうか。我々議員もちょうど選挙の真ただ中で、選挙が始まる前で忙しい時期だった。私もいろいろ用があつてなかなか家から出ることができなかつたけれども、役場の中で政治家といえば町長と副町長、そして我々議員。町民の生命と財産と暮らしを守っていくという部分では、イの一番にやはりこういう火災が起きたときにはいち早く消す方向、そういったことを考えないと日頃の危機管理というのが問われるんじゃないかなど。

今頃サイレンをどういう場合に鳴らすとか、そういうことじゃなくて、いち早く地域の皆様に知らせて、それで消防団がいなければどうにか地域のみんなに手伝ってもらおうと。やじ馬云々じゃないよね。ですからそういうことをもつともつと、危機管理という部分で組織はどうあるべきかとか。

やはり町長、副町長はおやじとおふくろでみんな子供がいますよ。これからこの城里町をどういうふうな方向に持っていくかというのは1軒の家と一緒に、そのときどういうふうにおやじとおふくろが対応したかというのをみんな子供たちは見ているじゃないですか。そういうものを背中で見せていただきたい。町民のために自分たちはこういうふうにしなくちゃならないという、それが将来の城里町の在り方になっていくんですよ。違いますか、副町長、町長。私はそう思うんですけれども。ですから、今回こういうふうに出されて、ちょっと私、全部目を通していないけれども。

この間も大きな地震がございました。これからも水害があるかもしれない、大きな地震があるかもしれない、そういうときの危機管理というものをちゃんとやっぱり自分の胸の中にしまって、もしくは決まり事としてこういうふうにしようとか。決めておいてもなかなかできるもんじゃないんですよ。目の前のことから処理していかなくちゃならない。だからとっさのときの行動というのは非常に大事であり、判断力が問われるということなので、その辺のところも、加藤木議員はいつも文句ばかり言っているじゃなくて、しっかり胸に留めていただいて、それで町民のために、町民から選ばれた町長ですから、副町長も同様、我々も同様です。

ですから、よくあのとっさのときのことを常に皆さんでお話合いしながら、町民の命と暮らしを守るようにやっていきたいと思っておりますので、執行部の中でもこういったこともよく検討をしていただきたいなというふうに思います。反省点は反省点でちゃんともうオープンにする、反省点を隠しちゃったら全然反省にならない、そう私は思います。

以上。

○座長（片岡藏之君） 関 誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） 加藤木さんと重複した点がございますが、この文書に関しては、あのときの対応の町の総務課としての反省が載っていない。今後の対応、今までの経緯と対応、どうしてあれだけ、八十何件でしょう、町役場に非難の電話がかかってきたのは。

それともう一点、私、総務課長に次の日に来て言いましたよね。多田さんを救出した人

が近くにいる。その方にどうして、結局身を挺して救出した、そういうことに対して表彰の対象としてやっぱりやるべきだろうということを言いましたよね。その対応をしましたか。そのことを1点だけお願いします。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 関議員さんのご質問にお答え申し上げます。

人命救助ということで、非常に活動的には素晴らしい活動をしていただいたということで、この方が協力していただいたんだ、何とか町のほうでも考えてくれないかということでしたので、その方につきましては、町のほうとしても今後表彰していこうかということで課内のほうで今議論をしているところでございますので、現在そういう形で調整中ということでご説明させていただきます。

○議員（関 誠一郎君） 今頃調整云々じゃないでしょうよ。私は2月に、次の日ですからね、来たのは。私は言ったでしょう、救出した本人に表彰の対象者としてどうですかとお伺いしたらいいでしょうと。それで本人が拒否したら私はいいと思うんですよ。それを今頃協議していますなんてとにかく対応が遅過ぎる。誠に残念。答弁はいいです。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 関議員さんのご質疑にお答えします。

ちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですけども、実際、その救助に当たられた方には直接訪問いたしまして状況を聞いて、意思があるかどうかというところまで一応確認はさせていただいております。

その中で、順番的に消防関係だと水戸市消防局のほうにも表彰規程があるということでいろいろ相談のほうはしましたけれども、局のほうではなかなかそれに該当は難しいということでありましたので、町のほうとして今度是对応しようということで、それを調整中ということでご説明申し上げます。

○座長（片岡藏之君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 隅から隅まで目を通しました。2点ぐらいちょっと聞きたいんで時間をください。

1つは6番のほうの（2）なんだけれども、ここに今後のサイレンの使用基準というのがあるんだよね。1行目、防災無線の使用方法についても指摘をいただいたと。これは誰から指摘を受けたのか、総務課長、答弁をお願いします。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 住民の方からということです。

○座長（片岡藏之君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 住民の誰。あなたね、一般の町民が言って、こんないうことを聞くのかい。さんざんこれまでも言われてきたことだろうよ。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 個人名については伏せさせていただきたいと思います。

○議員（三村孝信君） 職名は。

この（２）に書いてある①から④というのをよく見てごらんなさいよ。これはかつての消防団がみんなやってきたことじゃないの。新しいことなんか一つもないでしょう。猿田議員は現職の消防団員だから。こう見て、この①から④というのは、かつてあなたたちがサイレンを鳴らさなくなる前はやっていたことだよ。この辺は、総務課長、分かっているの。答弁。どこに新しいところがあるんだよ。

どこか新しいところがあるのか、それともかつて運用していたやつを復活させたのか、それを答弁しなさいよ。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） こちらにつきましては、再度おさらいし確認しまして、このような共通認識ということで改めて整理をさせていただいたものでございます。

○議員（三村孝信君） 答弁していないだろうよ。かつてあなた方が運用していたのとどこが違うんだと聞いているんだよ。それを答弁する。

○座長（片岡藏之君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 三村議員さんのご質疑にお答えいたします。

（２）の書き出しの下のほうにありますように、こちらにつきましては、消防団と協議の上、今回共通基準として決めたものでございます。

○議員（三村孝信君） ごまかすのもいいかげんにしろ。ちゃんと答弁しろよ。かつて運用していたのと同じかどうかと聞いているんだよ。そんな答弁じゃ納得できるわけないだろう。

町長でいいよ、じゃ。上遠野町長、答えろよ。

○座長（片岡藏之君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、答弁させていただきます。

私の着任以降の話になってしまいますが、３町村が合併しまして、防災無線のシステムがばらばらな状態で３町村が合併したわけですが、そのときの防災無線の運用基準というのの規定に火災があったら必ず鳴らすとか、そういった規定がありませんでした。そういった中で、平成29年に新火災発生の通報システムが構築されまして、茨城県の音頭によって県内全ての市町村が参加して新しい消防通報システムができて、119番通報がなされると自動的に役場担当者、消防団員、消防署の携帯メール等で火災の発生場所、それから参集の指令等が直接流されるシステムが整備されました。

そういったシステムが整備されていたことから、実際の運用としては、サイレンで参集せよ参集せよというのではなくて、携帯メールによって消防団と消防団員がその場所に集まってくるので、そういった自動携帯メールシステムがない山林火災のときのみサイレンを鳴らすというような運用を近年はしていたところです。

今回、数年ぶりに住宅地における火災が発生しまして、実際、火災の119番通報から消防署の参集までは9分程度、8分、それから消防団も12分程度で実際に現場へ到着して消火活動に当たっておりますので、そのシステム自体は非常に有効に作用したのですが、それ以外にたくさんの近隣住民の方から、サイレンで火災が起こっているということを広くお知らせしてほしいというような要望がありましたので、消防団長・副団長会議も開催して、サイレンの運用基準が3町村で統一されていなかったけれども、今回を機に、火災が例えば七会で発生したら七会の範囲内だけで防災無線を鳴らすとか、常北で発生したら常北の範囲内だけで防災無線を鳴らして、その後、こういった放送をするというような運用基準を定めたところです。

こういった運用基準がきちんと明文化されていなかったということについては大変反省しているところでありますし、そういった運用基準が定められていないので、現場の担当者としては電子メール等で通報されているので、そのままサイレンを鳴らさないで現場へ急行しているわけですが、現場の職員としては落ち度がなかったもので、基準の不備については管理者として反省しているところでございます。

○座長（片岡藏之君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 今回の聞いて、あなたはほとんど自分の責任は認めていないんだよね。今回、①から④まで指摘されたということは、この通報システムが、あなたはそれで十分だと言っているけれども、多くの町民から見たらそれはちょっと不備だろうと、それでこういう指摘があるんじゃないの。私なんか上古内のほうにいて、石塚地内で火災発生、避難してくださいという放送だよ。それはどこだよ。向こうから見たら自分のうちが燃えているように見えるよ。そんな放送をしないと、そら不備なんだよ。分かりますか。

それでこういう指摘をされて、じゃ、今回からサイレンを鳴らして知らせますというんだけど、私が言っているのは、この①から④というのは、もう既に旧町村の消防団活動ではこういうことはしていたことですよということなの。だからそれをきちんと認めなさいと言っていることですよ。だから、町長はサイレンを鳴らさないメールによるシステムで十分機能していたと言うんだけど、火災の当事者や近隣の住民、また石塚地区の住民にとっては何だかよく分からないよと。

役場消防の一つの役割というのは、今、地域の消防団というのは勤め人が、サラリーマンが多いわけですよ。そうすると昼間の火災については団員がなかなか集合できないと。そこで城里町の役場の団員を募って、ふだんから訓練をしておいて昼間の時間帯の火災に備えようという、それで消防団があるわけじゃないですか。ですから、今回起きてしまったことはもう取り返しがつかないわけだから、今後よりよい運用をするようにしてほしいんだけど、まず自分たちの活動にミスはなかったのか、不備はなかったのか、それからもっと早くできたことはないのかということをやらないことには、また繰り返すことになると思う。

いいですか、最後にしますけれども、表のページの5番をちょっとみんな見てください。啓発活動の重要性というんだけど、「今回は消火活動の成功により、死者、負傷者ともにありませんでした」という文が載っているじゃないですか。成功なんですよ、これ。けど多くの町民、被災者、それから周りの人たちは成功だとはあまり思っていないかもしれないよ、町長。それを私は提起して終わりにしますけれども、ぜひ立派な火災対応ができる役場消防隊を育ててほしいと思っています。

以上です。答弁は結構です。

○座長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この件については、私も目の前で大火に遭いました。事務所の目の前だったもんですから非常に怖い思いをしたんですけれども、職員の対応が非常に遅いというようなことが住民から話されました。私も、ちょっと時間がたってからだったんですけれども、11時20分頃行きましたら、本当に消防団がまだまだ来なくて、燃えるわ燃えるわ、本当にどういう対応をしているんだと私は怒りさえ感じました。何でもう少し早い、煙がもう出ているわけですよ。出ているときに分かっているで何で対応することができなかったのかというふうなことは、やっぱり皆さん住民の考えというのはあったと思うんです。

今、ほかの議員さんたちも言っていましたけれども、私が一番強く憤りを感じているのは、水害のときに、台風19号のときに、とっさのことなんだと。とっさのことなんだからこそ、水害、災害、火災、そういうふうなものは急に準備をすることができるもんじゃないんだと。だから本当に、こういうときにはどうしなければならないか、職員はどういう動きをするのか、どんな手順でどのように動かなくちゃならないのか、そういうのをきちんとやってほしいと、私、言ったじゃないですか。何でそれを二度も三度も繰り返すんですか。

火災だって水害だって同じことです。水害ではああいう状態で水だったけれども、今度は火災です。同じことをやっています。繰り返しています。本当に手順がどのようにされているのか、火災があったときにすぐに対応する。人の命を救うことは大事なんです。しかし、建物まで燃えてしまって、本当に脇にあれば広がったんですよ。もう少し対応が早かったら広がることはなかったんじゃないですか。

そのところはもう少しやっぱり慎重に考えてほしいし、今、三村議員さんも言いましたけれども、もう一度反省をして、何がいけなかったのか、何をどうしたらもっと早くできたのか、そのところを一つ一つ検証してもう一度繰り返しやってほしい。その繰り返し検証したことを私たち議員に知らせてください。そうしなければ私たちも納得できません。

あの水害のときにあれほど私は言ったんです。それに何と言いましたか。職員は動きまわった、一生懸命やっていました。やっていたんじゃないんですよ。どういう早い対応を

するかというのが役場が町民を守る役割ですから。何でそれが分からないんですか。私は本当に憤りを感じています、この件については。

○座長（片岡藏之君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 私の管理の不行き届きについては深く反省するところですが、ただし、一生懸命頑張っている職員を守り、誤解を解くことも私にとって大事な仕事だと思います。役場の対応が遅い遅いということで、職員がそういうふうな批判を受けて大変傷ついていることもあると思います。

実際、私もそのとき見ていましたが、11時8分に通報があった後、防災室の職員2人は目の前の仕事を直ちにかっぽって、着替えてすぐ現場に行っていました。ですので、11時20分頃ほかの消防団員、役場の職員の消防団員も現地に来たときには、消防署と共に城里町役場の職員が現地で交通整理等を始めていました。

そのときにやはり付近の住民の方々からも対応が遅いということで大変厳しい言葉を役場の職員は受けたということですが、ただし、本当に通報を受けて、パソコンに向かって仕事をしていますから、通報を受けたのが11時7分なわけですから、その後10分程度で現地に参集しているので、煙や火の中、ふだん事務をやっている職員がそうやって交通整理をやっているわけですから、お疲れさまというようなねぎらいの言葉が誰からから、私はかけましたけれども、あってもいいのかもしれませんが、厳しい非難の声を受けていたわけですけれども、決して役場に不備があったわけではなくて、実際火が出てから通報まで30分ぐらいかかっているんですね。火を出して、火が出ているのに誰も119番通報していなかったんですね、本当に。ですので、もし119番通報を10分早く誰かがしてくれていれば、もっと延焼は防げたと思いますよ。

〔「じゃ、何で職員がすぐに行けたんですか」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） それは11時8分に連絡があったので行けたわけです。通報がなければ、近くで働いていてもパソコンに向かって仕事をしていますから、それは分かりません。

ですので、様々な判定はあるでしょうけれども、119番通報が10分早ければ10分早く行けたはずですので、今回、広報しろさとでも、火を出した本人が119番通報をしないことがあると。火が出ているんだから誰か119番通報をしたんだろうと思い込んで、通行人で火を見た人も119番通報しないと。結局30分もたってかなり大きくなって初めて通行人の第1報が119番に届いて、一斉メール配信されて、それから動き出したんですけれども、今回の反省点について、本当にその点をちゃんと伝えたいと思います。

皆さん方も、火を見たら誰かが通報しているんだろうと、当然火を出した本人が通報しているんだろうと、そう思っていますが、実際には通報まで30分かかっている、その後の到着は10分かかっているわけです。この点については、しっかりと誤解ないようにお伝えしておきたいと思います。

○座長（片岡藏之君） 同じ質問ですか。別の質問。

○議員（加藤木 直君） 町長は2階におられたんですか、そのとき。多分2階でしょうけれども、煙が出て燃えているのを見ましたよね、多分。見ていないんですか。

○町長（上遠野 修君） 見ましたが、そのときにはもう役場の職員は着替えて現場に急行しようとしていました。

○議員（加藤木 直君） それはいいんです。

見られたときに職員に何か命じましたか、一言。それともそのままですか。

○座長（片岡藏之君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 消防に行く人に対しては頑張ってくれというふうに激励をしました。消防と関係ない職員については、仕事に集中するようにと言いました。

○座長（片岡藏之君） 同じ質問ですか。関連質問。

猿田正純君。

○議員（猿田正純君） 今、紙をいただきましたが、申し訳ないけれども、私も消防団の一員としてもう先月のうちに同じ紙はいただいています。今回、先ほど三村議員が言ったように、関議員ですか、表彰をするような方がいたということは、その人が早めに行って多田さんのお父さんを助けたというようなところも何も書いていない。それもいかなものかなというような、正しくこういうものは書いていかなかったらいけないんじゃないんですかね。

ですから、今回のこの件については、町民の人たちに本当に知ってもらうために、今入院されている小坪議員は5分後ぐらいにはもう現場に到着してよく知っています。小坪さんに4月の定例会の一般質問を、この件をやってもらうと。もし小坪さんができなければ私が代わりにそれをやっていきますので、それまでに本当にこの辺のことを全て丁寧に練っておいていただけないですか。

さっきの町長が言われた火災の件で、原野とか山林の火災のときにサイレンを鳴らすと言っていましたけれども、私たちの上入野1区のほうで煙が出ていた。何であの山のほうで煙が出ているんだ、とりあえず地元だから行くしかないねと行ったら、消防車はもう来ていて消火していたんですよ。消防署の方に聞いたら、建物火災はサイレンを鳴らすけれども原野山林火災は鳴らしませんと言う。だからあなた方はいいですよと私らは最初止められたんですよ。それでもやっぱり地元で、もう少しで民家まで火が行きそうだというようなときにそのまま知らんぷりして帰るわけにいかないんで、いや、手伝いますよということで私らは手伝ってきましたよ。

だから、何か町長が言っていることに本当に整合性があるのかどうかも何とも言えないところなんで、その辺も次の定例会のときにしっかりと、きちっとまとめておいていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

以上です。

○座長（片岡藏之君） よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（片岡藏之君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、あした、3月24日木曜日午前10時をもって令和4年第1回城里町議会臨時会が招集されております。午前9時50分までに控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時37分閉会